

新ごみ処理施設整備事業に係る 環境影響評価方法書の概要

令和8年7月

唐 津 市

1. 事業の目的・内容	2
2. 地域特性の把握	16
3. 計画段階環境配慮書での検討概要	18
4. 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解の概要	20
5. 環境影響評価項目の選定	24
6. 調査、予測・評価の内容・方法	27
7. 今後のスケジュール	41

【巻末参考資料】

1. 事業の目的・内容

事業の目的

唐津市清掃センター（平成9年供用開始）は、**施設の老朽化に伴い**、安全性・適正処理などの観点から、**新たな施設整備**を進めている。

新清掃センター整備事業は、**新たな一般廃棄物処理施設**（ごみ焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設）の整備を行うことを目的とするものであり、令和18年4月の供用開始を想定している。

なお、人口減少やリサイクルの推進による計画処理量の減少等を踏まえ、施設規模は**既存施設と比較して両施設とも縮小する計画**としている。

対象事業区域の位置及び面積

位 置：唐津市北波多岸山 地内

面 積：約 3.7 ha



市全域から抽出された仮建設候補地について、基本的状況と周辺状況を確認・整理し、三段階の選定を行うことで3つの建設候補地を選定した。

その後、自然環境面（自然環境に係る各種法令や希少な野生動植物の生息・生育植生）や生活環境面（生活環境に係る各種法規制や民家・集落との距離、交通量、日照障害の観点等）を評価項目として設定した上で比較・評価を行い、最も適した建設候補地（1箇所）を選定した。

69箇所（仮候補地）



【第一段階】

所在、面積、形状、周辺状況、履歴等を整理し選定 **（30箇所）**



【第二段階】

法的制約・物理的制約上の問題等を考慮し選定 **（11箇所）**



【第三段階】

土地条件、周辺条件、環境、防災等の特性を考慮し選定 **（3箇所）**



【第四段階】

各建設候補地の適正等について比較・評価を実施

**建設候補地
（1箇所）**

対象事業の規模等 ※現地点の想定であり、変更になる場合がある。

○ごみ焼却施設

項 目	内 容
施設規模	105t/日（52.5t/日×2炉）
稼働時間	24時間
処理対象ごみ量	27,616t/年（災害廃棄物を除く）
処理対象ごみ	もえるごみ（生活系、事業系）、 マテリアルリサイクル推進施設可燃残渣、災害廃棄物
煙突高さ ^注	59m
処理方式	ストーカ式

注）煙突高さは、計画段階環境配慮書での検討結果及び一般の意見等を踏まえて決定した。

○マテリアルリサイクル推進施設

項 目	内 容
施設規模	18.6t/日
稼働時間	5時間
処理対象ごみ量	4,012t/年
処理対象ごみ	もえないごみ、粗大ごみ、資源物

算定根拠

○ごみ焼却施設

項 目		内 容	算 定 根 拠
1	計画年間処理量	27,616 t/年	計画目標年次における年間処理量
2	年間稼働日数	290日	年間365日のうち、年間停止日数75日を差し引いた日数 (365日-75日=290日)
3	実稼働率	0.795	$290\text{日} \div 365\text{日} \div 0.795$
4	災害廃棄物処理分	通常の10%	施設規模に対し、10%を上限にした災害廃棄物処理量 を見込む
施設規模 (災害廃棄物を除く)		95 t/日	$27,616\text{ t/年} \div 365\text{日} \div 0.795 \div 95\text{ t/日}$
施設規模 (災害廃棄物を含む)		105 t/日	$95\text{ t/日} \times (1 + 0.1) \div 105\text{ t/日}$

○マテリアルリサイクル推進施設

項 目		内 容	算 定 根 拠
1	計画年間 処理量	不燃ごみ：1,120 t/年 粗大ごみ：1,626 t/年 かん類：179 t/年 びん類：371 t/年 プラスチック：716 t/年	計画目標年次における年間処理量
2	年間 稼働日数	252日	年間365日のうち、停止日数113日を差し引いた日数 (365日-113日=252日) ※停止日数(113日)の内訳 土・日曜104日、年末年始4日、補修期間5日間
3	実稼働率	0.690	$252\text{日} \div 365\text{日} = 0.690$
4	月変動係数 (標準値)	1.15	月別の搬入実績が把握できていない場合等に採用させる 一般的な値
施設規模		不燃ごみ：5.2 t/日 粗大ごみ：7.5 t/日 かん類：0.9 t/日 びん類：1.7 t/日 プラスチック：3.3 t/日	・ $1,120\text{ t/日} \div 365\text{日} \div 0.690 \times 1.15 \div 5.2\text{ t/日}$ ・ $1,626\text{ t/日} \div 365\text{日} \div 0.690 \times 1.15 \div 7.5\text{ t/日}$ ・ $179\text{ t/日} \div 365\text{日} \div 0.690 \times 1.15 \div 0.9\text{ t/日}$ ・ $371\text{ t/日} \div 365\text{日} \div 0.690 \times 1.15 \div 1.7\text{ t/日}$ ・ $716\text{ t/日} \div 365\text{日} \div 0.690 \times 1.15 \div 3.3\text{ t/日}$

【施設整備コンセプト】 地域と未来をつなぐ『持続可能なゼロカーボン・リサイクル推進拠点』

＜基本方針①＞ 環境保全に配慮した安全・安心な施設

- ✓ 生活環境の保全や公衆衛生の確保に不可欠な適正処理を行うとともに、最新技術を取り入れた安全対策や公害対策を講じ、周辺への影響を最小限とすることで、施設の安全性を確保し、安心な施設を目指す。

＜基本方針②＞ 効率的・経済的で持続可能な社会に貢献する施設

- ✓ 最新技術の導入による処理の効率化とともに、基幹的設備改良時や日常の維持管理時において、設備機器の保全・更新作業を容易とするなど、施設の維持管理上の障壁を可能な限り取り除くことで施設を長寿命化し、施設のライフサイクル全体で経済的な施設を目指す。

＜基本方針③＞ 循環型社会及びゼロカーボンに寄与する施設

- ✓ ごみ処理に伴って発生するエネルギーを積極的に回収し、発電等による有効利用を図るとともに、プラスチック資源などの未利用資源の循環利用を促進すること、かつ省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入、温室効果ガス削減に寄与する最新技術の導入も視野に入れ、ゼロカーボンシティとして温室効果ガス削減目標の達成に資する施設を目指す。

＜基本方針④＞ 災害時に安全が確保され地域の拠点となる施設

- ✓ 建設予定地の立地条件を考慮した施設の強靱化等の対策により、平時から災害時まで一貫した安全の確保が可能で地域の防災拠点となる施設を目指す。

＜基本方針⑤＞ 環境教育・意識啓発に貢献する施設

- ✓ ごみ問題や地球環境問題について環境学習の場を提供し、ごみの減量化・資源化を通じて、循環型社会及び脱炭素化社会に対する意識啓発の推進を促すことができる環境教育に資する施設を目指す。

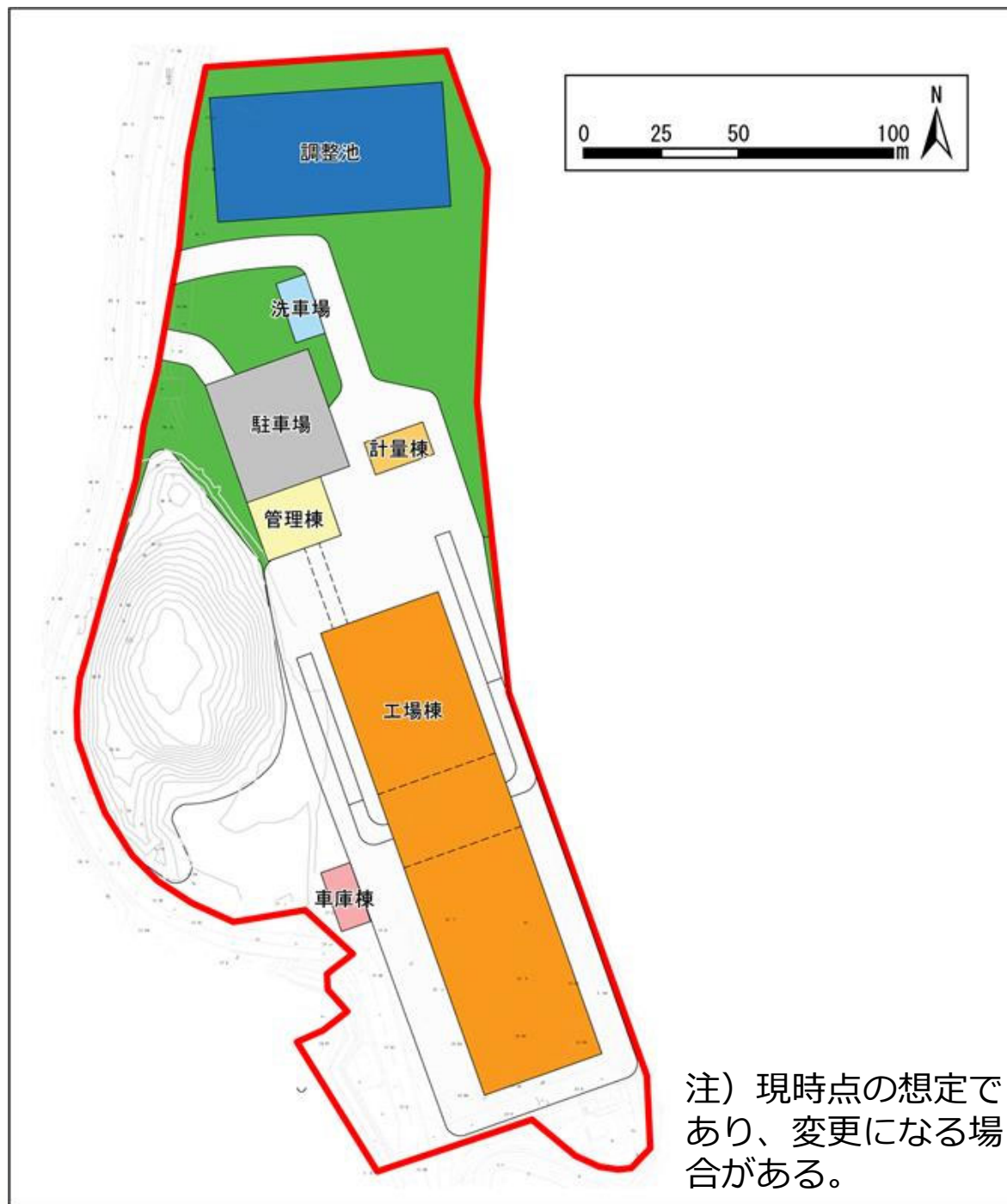
注) 現時点の方針であり、一部見直す場合がある。

○ごみ焼却施設

- 本市において設置している学識者等を含めた「新ごみ処理施設建設検討委員会」においてストーカ式及びシャフト炉式を比較・検討した結果、ストーカ式を選定した。
- 選定にあたっては、施設整備基本方針を踏まえ、複数の評価項目を設定し、定量・定性的な評価により比較検討を行った。

項 目	焼却方式（ストーカ式）
模式図	
概要	階段状に配置された火格子段が前後に駆動することで、ごみの供給・攪拌をしつつ完全燃焼する方式。 火格子下から供給する1次空気で燃焼し、焼却炉内に供給する2次空気で未燃ガスを燃焼する。
副生成物	焼却灰、焼却飛灰

- 主要施設については、対象事業実施区域北側集落への騒音、振動、悪臭、景観の影響に配慮し、対象事業実施区域の南側に配置する計画である。



排水計画

- 施設排水は、処理後、公共下水道に放流する。
- 雨水は、隣接する側溝を経由して、最終的には公共用水域に放流する。

余熱利用計画

- 回収エネルギーについては、場内利用等を図る。

防災対策

- 地震対策として、プラント機器は耐震性の高い設計とし、大規模地震の発生時には、焼却炉を自動的に停止する対策を講じる。
- 停電対策として、停電時に備え、非常用発電機を設置する。

関係法令等の規制値（法規制値）及び既存の唐津市清掃センターの公害防止目標値と同等又はより厳しい基準とする。

○大気質

項目	新ごみ処理施設 公害防止目標値	法規制値	唐津市清掃センター 公害防止目標値
ばいじん	0.01 g/Nm ³ 以下	0.04 g/Nm ³ 以下	0.02 g/Nm ³ 以下
硫黄酸化物	40ppm以下	8,254 ppm以下 K値 = 17.5	50 ppm以下
塩化水素	40ppm以下	430 ppm以下	100 ppm以下
窒素酸化物	100 ppm以下	250 ppm以下	150 ppm以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下 (既設の施設 : 1 ng-TEQ/Nm ³ 以下)	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下
水 銀	30 µg/Nm ³ 以下	30 µg/Nm ³ 以下 (既設の施設 : 50 µg/Nm ³ 以下)	50 µg/Nm ³ 以下
一酸化炭素	1時間平均 : 100 ppm 以下 4時間平均 : 30 ppm 以下	1時間平均 : 100 ppm 以下 4時間平均 : 30 ppm 以下	1時間平均 : 100 ppm 以下

○騒音

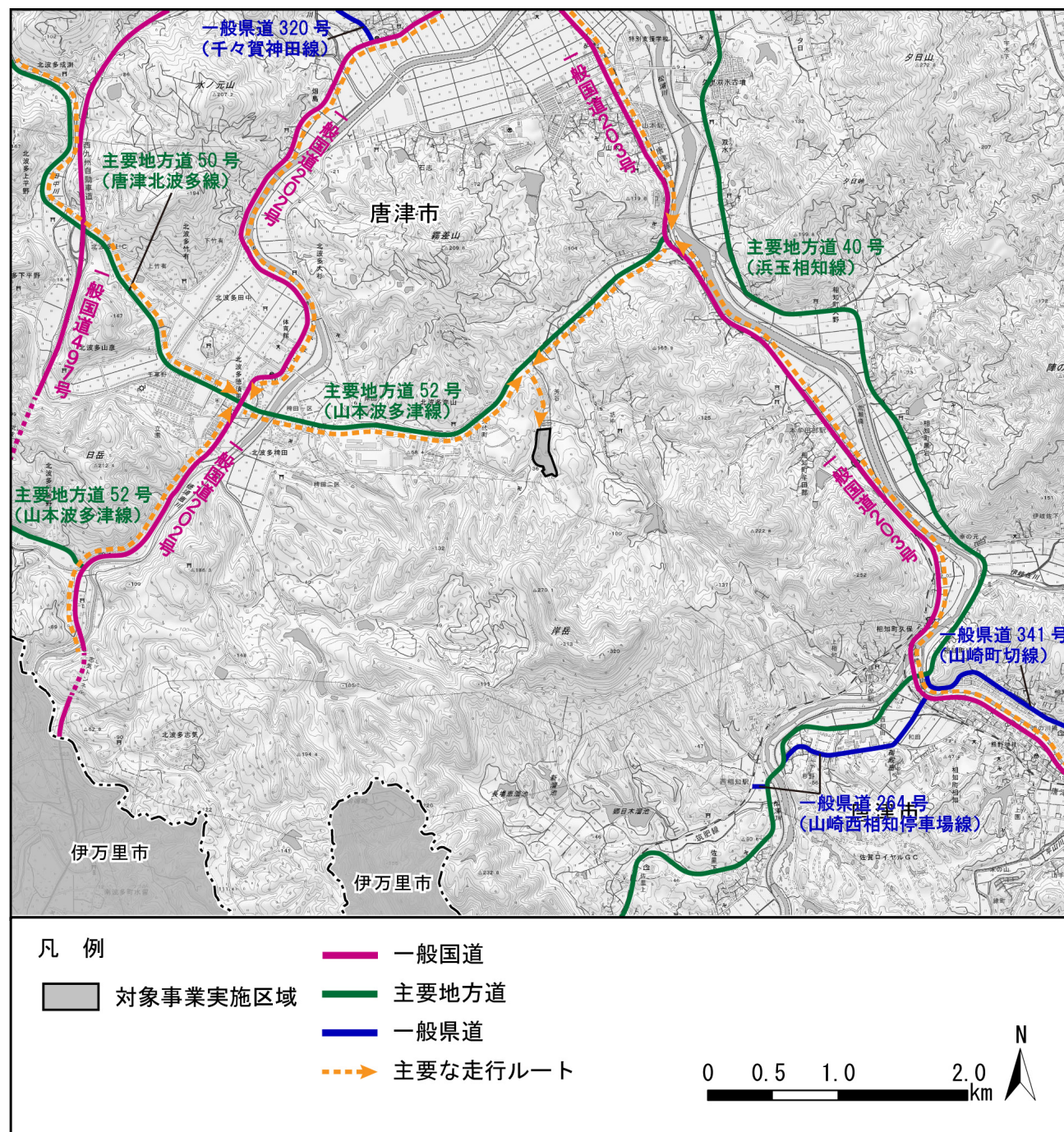
時間区分	新ごみ処理施設 公害防止目標値	法規制値	唐津市清掃センター 公害防止目標値
朝・夕	50 dB (7~20時)	50 dB (6~8時・18~22時)	50 dB (7~20時)
昼間		60 dB (8~18時)	
夜間	45 dB (20~翌7時)	50 dB (22~翌6時)	45 dB (20~翌7時)

○振動

時間区分	新ごみ処理施設 公害防止目標値	法規制値	唐津市清掃センター 公害防止目標値
昼間	60 dB (8~19時)	60 dB (8~19時)	60 dB (8~19時)
夜間	55 dB (19~翌8時)	55 dB (19~翌8時)	55 dB (19~翌8時)

主要走行ルート計画

- 本事業に係る工事中の工事関係車両及び供用後の廃棄物等の運搬車両は、主に一般国道203号及び主要地方道52号（山本波多津線）を走行する計画である。



造成工事・建設工事は2030（R12）年度の開始、施設の供用は2036（R18）年度を予定している。

年度			2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
計画・設計等													
工事等	造成工事	実施設計											
		工事											
	建設工事	実施設計											
		工事											
	供用												

注）現時点の想定であり、変更になる場合がある。

2.地域特性の把握

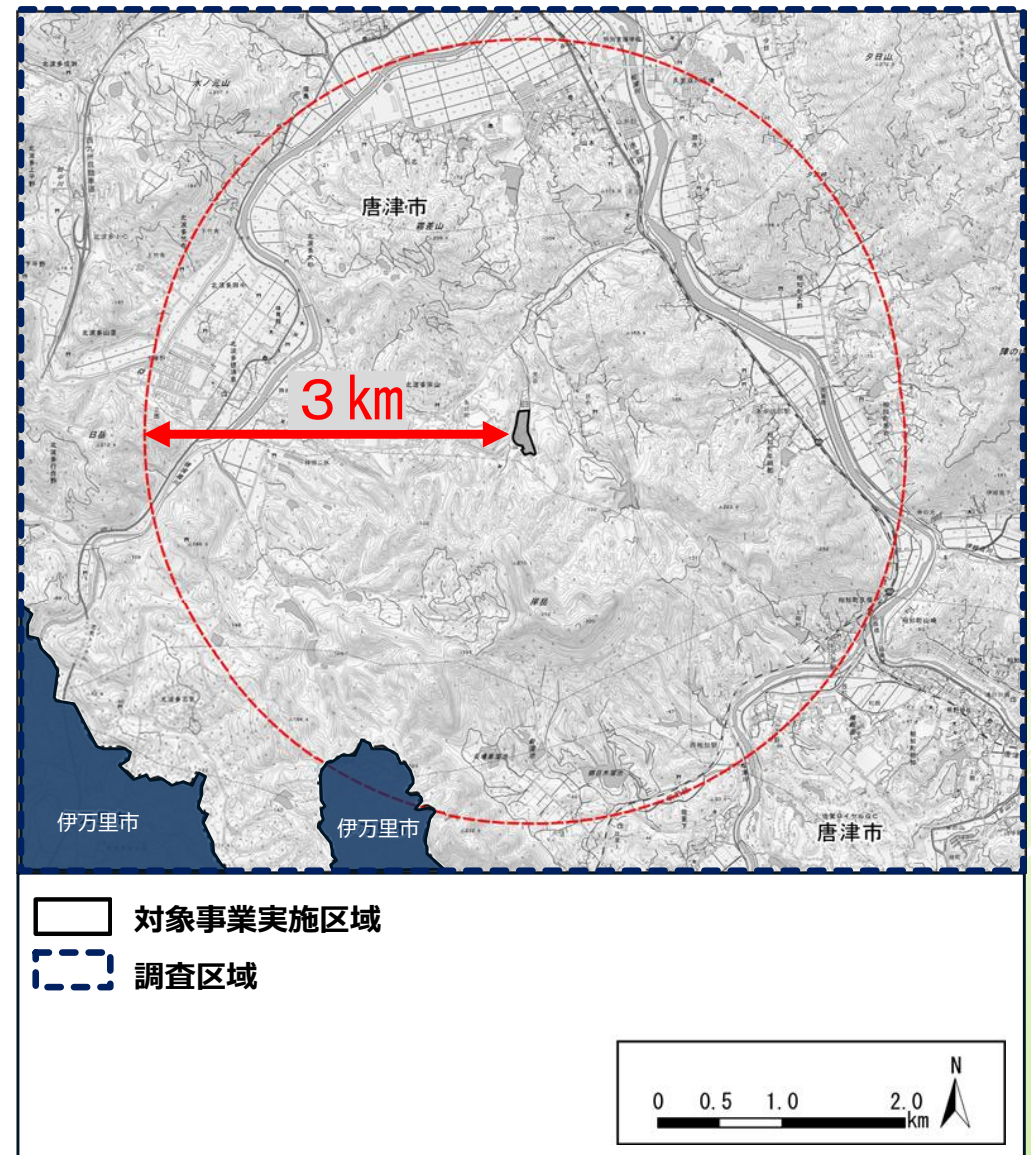
調査対象地域(地域特性を把握する範囲)

- **調査区域**：対象事業実施区域から半径約3km*程度の範囲を包含する、右図に示す区域（唐津市）を設定
(※特に広域的に影響が生じる可能性のある**景観**に係る環境影響を受けるおそれがある地域)
- **調査対象地域**：統計資料等による市町村単位の情報については、対象事業実施区域が位置する**唐津市**全域を対象とした。

＜半径3km程度の範囲に一部含まれる
伊万里市の区域について＞

当該区域は、唐津市との市境の尾根に隔てられた谷部の山林又は農地となっており、対象事業実施区域方向を望む主要な眺望地点や住居等はない。

⇒ 景観への影響が生じることはないと考えられることから、調査対象地域には含めない。



地域特性の情報は、
方法書第3章参照

3.計画段階環境配慮書での検討概要

計画段階における評価結果

計画段階配慮事項として、「建造物等の構造に係る煙突高さ」に係る複数案を設定し、大気質及び景観への影響について比較・検討を行った。

- **大気質**：A案、B案ともに現状の環境濃度からの変化は小さく、環境基準を満足するためいずれの案も同等と評価。
- **景観**：眺望点からの眺望においてA案の方がB案に比べ、煙突部分の仰角が若干小さくなるため、A案（煙突高さ59m）の方が相対的に優位と評価。

項目	A 案（煙突高さ59m）		B 案（煙突高さ80m）	
大気質	排ガスの寄与濃度は若干高くなる傾向が見られるが、将来濃度はB案と同等であるほか、現状の環境濃度からの変化は小さく、環境基準を満足する。	○	将来濃度はA案と同等であるほか、現状の環境濃度からの変化は小さく、環境基準を満足する。	○
景観	主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、岸岳等のスカイラインの切断や景観資源の眺望の変化も生じないため、眺望景観への影響は小さい。	○	主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、岸岳等のスカイラインの切断や景観資源の眺望の変化も生じないため、眺望景観への影響は小さい。 ただし、眺望点における煙突部分の仰角は、B案の方が相対的に大きい。	△

注) ○：環境影響の観点で優位である △：環境影響の観点で相対的に劣る

➡ 検討の結果、一般の意見を踏まえ、環境面への影響がより小さい**59m（煙突高さ）**に決定

4. 計画段階環境配慮書に対する 意見と事業者の見解の概要

項目	意見の概要	事業者見解
全般的事項	事業位置や規模の検討の経緯が具体的に示されていない。 環境面からの検討の経緯 について方法書に記載すること。	事業位置の選定経緯の概要は、2-6ページに記載した。 また、事業の規模（処理能力）については、現時点で想定される必要な規模を算出し、 その算定根拠は2-8ページに記載した。
	複数案から単一案へ絞り込んだ 経緯と内容 を方法書に記載すること。	大気質及び景観に対する影響の比較評価の結果のほか、住民意見等も踏まえ、59m案を採用することとした。当該検討経緯等は、7章に記載した。
	既存施設の解体時 は、必要に応じ環境影響評価項目を見直し、騒音等の影響を検討すること。	既存施設の解体工事は、 別事業であり詳細未定のため対象外とするが、実施時には、可能な限り環境に配慮した施工を行う。環境配慮の方針は、参考として2章に示した。
	事業の目的等を 事前に地元住民へ広く周知・説明 し、住民意見を把握し、 環境影響評価や事業計画へ反映 するよう努めること。	可能な限り、事業の目的等を 事前に地元住民へ広く周知・説明 するように努め、意見聴取等により住民意見を適切に把握し、 環境影響評価及び事業計画へ反映 するよう努める。
	最新の知見の収集や専門家の助言を踏まえ 、適切な調査、予測・評価を実施し、その結果に基づく環境保全措置を検討すること。	最新の知見の収集や専門家の助言を踏まえ 、適切な調査、予測・評価を実施し、その結果に基づく環境保全措置を検討する。また、歴史的文化的遺産（坑道跡）や自然環境（猛禽類）については、 専門家等へのヒアリングを踏まえて 調査、予測・評価を実施する。
	方法書以降の図書は、 既存施設との比較 を交え、専門用語を抑えつつ、図表等を活用し、 分かりやすい内容 となるよう配慮すること。	対象事業の経緯・目的や公害防止目標値については、 現状・既存施設と比較 し分かりやすく示すように留意した。今後も専門用語を抑えつつ、図表等を用いて 住民等にわかりやすい内容 となるよう努める。

項目	意見の概要	事業者見解
個別的事項	大気環境：施設配置、処理方式等の検討に当たり、 周辺の住居等への影響の回避又は低減 に努めること。	大気質等の影響を調査、予測・評価し、 環境保全措置を検討し、周辺の住居等への影響の回避又は低減 に努める。なお、処理方式は比較検討の結果、 ストーカ式を選定 することとした。
	大気環境：焼却施設の排ガス影響は、 最新の気象データ・地形を踏まえ調査、予測・評価を行う こと。	1年間連続の詳細な 地上気象調査と四季の上層気象調査 を実施する。焼却施設の排ガス影響の予測・評価は、当該気象観測データを用い、 地形の起伏を考慮した詳細な拡散予測 を行う。
	水環境：工事時の濁水の影響について 検討 すること。	工事時の濁水の影響を 環境影響評価項目として選定 し、調査、予測・評価を行う。
	動物・植物・生態系： 重要種が確認されている ため、現地調査を実施し、生息・生育環境への影響を把握し、必要に応じ 保全措置を検討 すること。	重要種が確認されており、事業の実施により影響が考えられるため、 動物・植物・生態系を環境影響評価項目に選定 し、現地調査を適切に実施する。調査結果を踏まえ、生息・生育環境への影響を予測・評価し、必要に応じ 環境保全措置を検討 する。
	景観：煙突の形状及び色彩は、 周辺景観との調和に配慮した計画 とすること。	周辺景観との調和に配慮した計画 とするよう留意する。
	廃棄物等：工事に伴う廃棄物は 適切に処理し、リサイクルの推進 に努めること。	適切に処理 するとともに、 リサイクルの推進 に努める。
事業の目的及び内容	温室効果ガス等： 可能な限り、最新の技術の採用及び工事に伴う温室効果ガス排出の削減 を実現し、エネルギーの有効利用時においても、 温室効果ガスの削減 を検討すること。	可能な限り最新の技術を採用し、工事に伴う温室効果ガス排出をできる限り削減 するよう務める。ごみ焼却に伴って発生するエネルギーの有効利用に当たっては、 温室効果ガスの削減に留意して検討 する。

意見の概要	事業者見解
予防保全型の計画的な維持管理を柱とした長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を進めてほしい。	中長期的な視点に立ち、ストックマネジメントの考え方や環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」等を踏まえて長寿命化を図る予定である。
低炭素、循環型社会に対応した新ごみ処理施設整備事業の実現に向けて押し進めてほしい。	本市では、プラスチックの資源化を進めていくほか、新施設の整備事業においては、ごみ発電設備の整備や脱炭素技術の導入により、脱炭素社会及び循環型社会の形成に対応する。
環境保全措置の面だけではなく、エネルギー的、経済的、マテリアル的側面からも対策の検討を行なってほしい。	エネルギー的、経済的、マテリアル的側面での対策については、施設整備基本計画の策定に向けた検討等において、留意する。
A案は、岸岳等のスカイラインの切断は生じず、景観への影響は小さく、航空法の観点からもクリアしているため、A案の導入は賛成である。	A案はB案に比べて煙突部分の仰角が若干小さくなり、現況より視認性は小さくなることから、A案の方が相対的に優位と評価している。計画段階環境配慮書の評価の結果及びいただいたご意見等も踏まえ、決定したいと考えている。
最終処分場の確保は課題であり、新ごみ処理施設整備事業については、早急に進めなければいけない案件である。 そのためには地域住民との話し合いで理解を得なければならない。十分な説明と配慮をお願いしたい。	ご指摘のとおり、最終処分場の確保は課題であると認識している。 最終処分場については、早急に場所等を含め整備計画を進めるべきと認識はしている。仮に建設に向けた事業に着手した場合には、地域住民への十分な説明や配慮を行うとともに、理解を得られるように努める。

5. 環境影響評価項目の選定

環境影響評価の対象項目の選定方針

事業特性（環境に影響を及ぼす要因）及び**地域特性**を踏まえ、
「佐賀県環境影響評価技術指針」の参考項目※を基本とし、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）」も踏まえて選定した。

※参考項目：一般的な事業において環境影響評価の項目に選定されるべき項目

○事業特性：方法書2章 （環境に影響を及ぼす要因）

区 分	影響を及ぼす要因
工事の実施	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成等の施工による一時的な影響
土地又は 工作物の 存在及び供用	地形改変及び施設の存在 施設の稼働 廃棄物の搬出入 廃棄物の発生

○地域特性：方法書3章 （既存の文献資料により把握）

区 分	地域特性
自然的 状況	大気環境、水環境、土壌・地盤、 地形及び地質、動植物・生態系、 景観・人と自然との触れ合い
社会的 文化的 状況	人口・産業、土地利用、 河川・湖沼・地下水利用、 交通、住宅等の分布、 下水道・廃棄物処理施設、 歴史的文化的遺産、法令等の規制 等

廃棄物処理施設生活環境影響調査指針

佐賀県環境影響評価技術指針

環境影響評価の対象項目の選定

環境要素の区分 影響要因の区分		現地調査	工事の実施					存在・供用					
			稼働 建設機械の	車両の運行	資材等運搬	施工の影響	造成等の 施設の存在	地形改変・ 施設の存在	施設の稼働		搬入 廃棄物の	発生 廃棄物の	
									排ガス	排水			稼働 機械等の
大気質	硫黄酸化物・有害物質	○						○					
	窒素酸化物	○	○	○				○			○●		
	浮遊粒子状物質	○	○	○				○			○●		
	粉じん等	○	○	○						●	○		
騒音・振動		○	○	○						○●	○●		
悪臭		○					○●	○		○●			
水質	水の濁り	○			○								
	水の汚れ・有害物質	○							×				
地形 地質	重要な地形及び地質		重要な地形及び地質 は分布していない				×				施設排水は、公共 下水道に導水する		
	土壌に係る有害物質	○						○					
動物・植物・生態系		○			○		○						
人と自然との触れ合いの活動の場		○		○			○				○		
景観・歴史的文化的遺産		○					○						
廃棄物等	廃棄物											○	
	建設工事に伴う副産物				○								
温室効果ガス等（二酸化炭素）								○		○			

■：佐賀県環境影響評価技術指針において参考項目として挙げられている項目

□：廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）において、調査項目として挙げられている項目

○：ごみ焼却施設による影響を対象に選定する項目

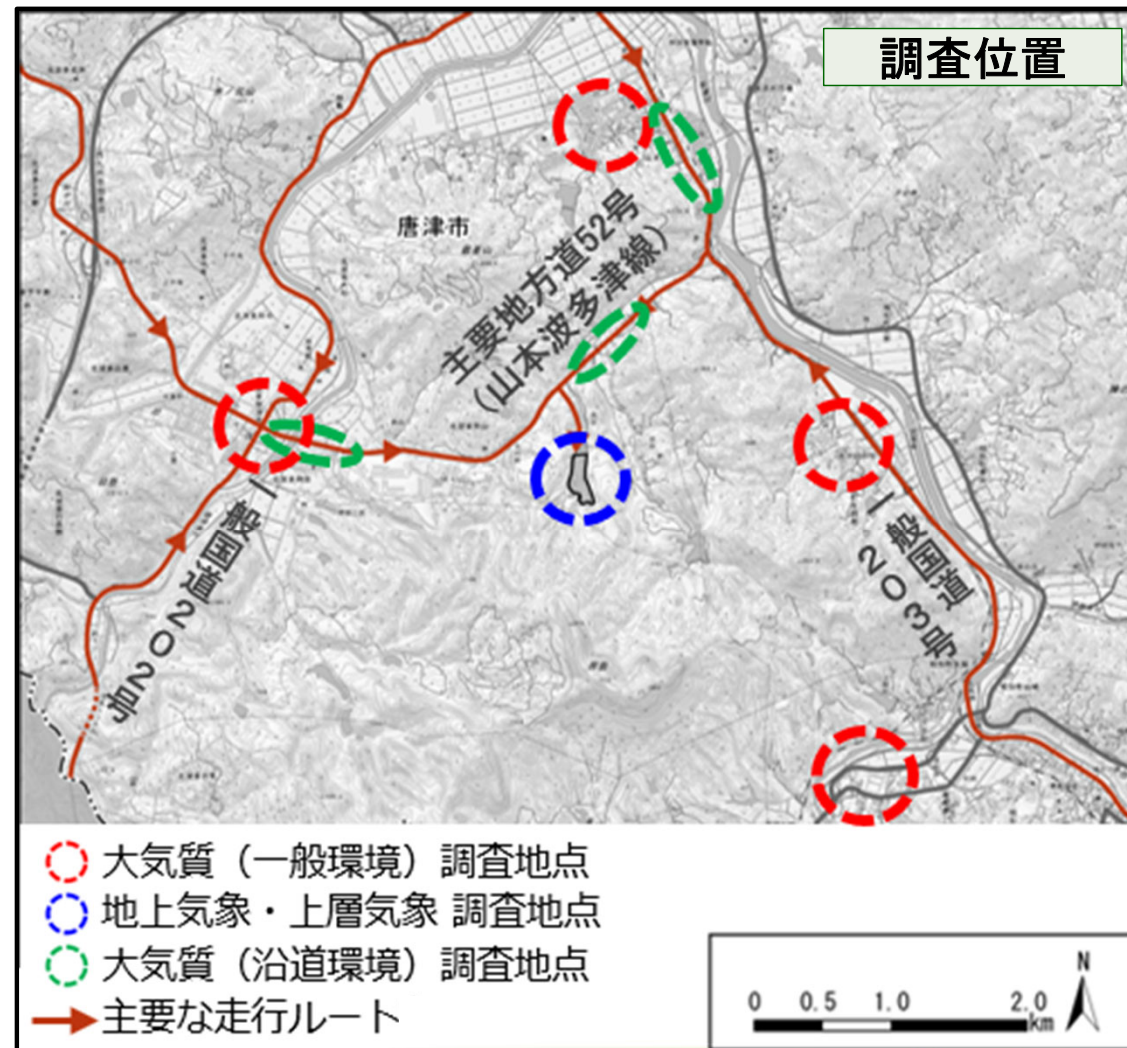
●：マテリアルリサイクル推進施設による影響を対象に選定する項目

×：佐賀県環境影響評価技術指針において参考項目として挙げられいるが選定しなかった項目

施設排水は、公共
下水道に導水する

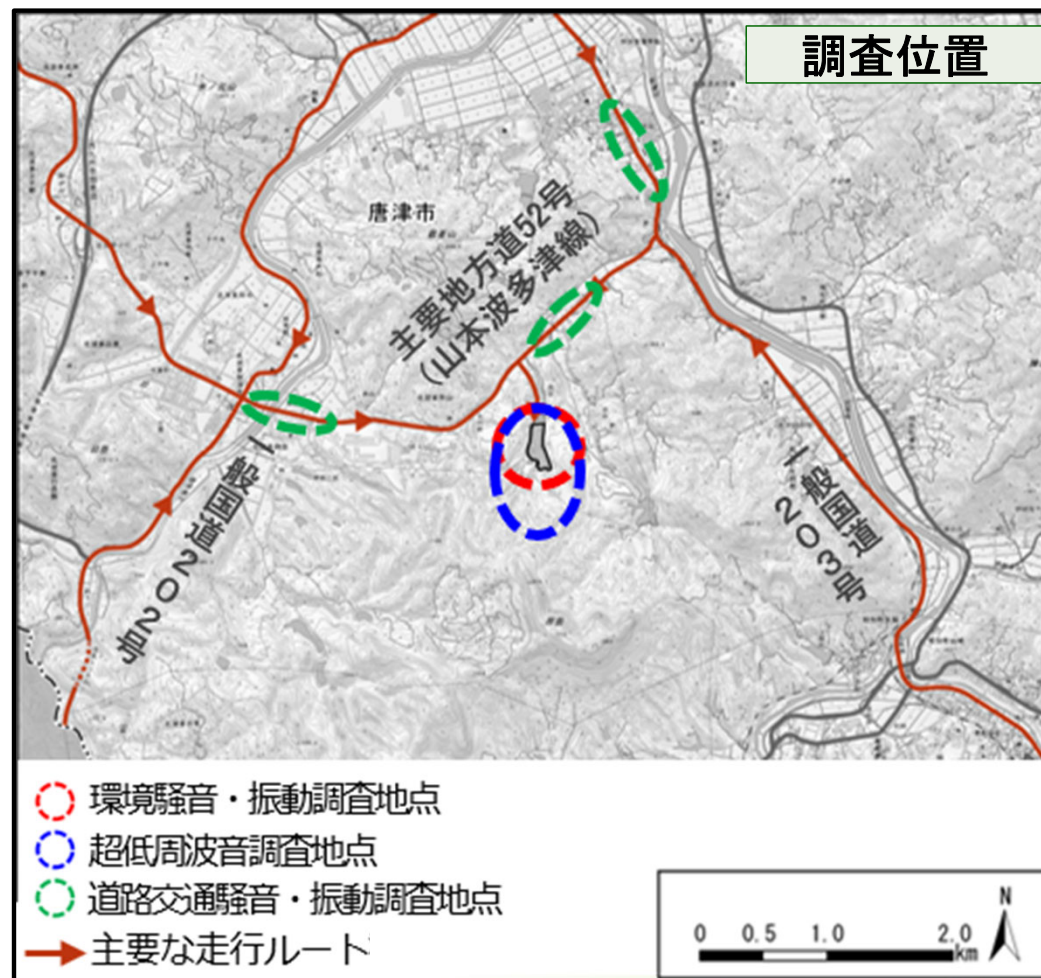
6. 調査、予測・評価の内容・方法

主な調査項目			調査地点	調査時期
大気質	一般環境	硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 塩化水素、水銀 ダイオキシン類	対象事業区 域付近1地点 周辺集落 代表4地点	1週間 4季
		粉じん等 (降下ばいじん)		30日間 4季
	道路沿道	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	主要な走行 ルート沿道 3地点	1週間 4季
気象	地上気象	風向・風速、 気温・湿度、 日射量、 放射収支量	対象事業実 施区域付近 1地点	1年間
	上層気象			7日間 4季



影響要因		予測項目	予測手法
工事の実施	建設機械の稼働	窒素酸化物、 浮遊粒子状物質	ブルーム式・パフ式等による 計算により年平均値を計算
		粉じん等 (降下ばいじん)	事例の引用又は解析により、 季節別降下ばいじん量を計算
	資材及び機械の運搬に用いる車両 の運行	窒素酸化物、 浮遊粒子状物質	ブルーム式・パフ式等による 計算により年平均値を計算
		粉じん等 (降下ばいじん)	事例の引用又は解析により、 季節別降下ばいじん量を計算
土地又は 存在及び 供用の 作物の	施設の稼働（排ガス）	硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 塩化水素、水銀、 ダイオキシン類	ブルーム式・パフ式等による 計算により年平均値・1時間値を計算 （大気安定度不安定時、上層逆転層発 生時、接地逆転層崩壊時、煙突ダウ ンウォッシュ発生時、建物ダウンワッ シュ発生時の予測を実施）
	施設の稼働（機械等の稼働）	粉じん等 (浮遊粉じん)	類似他事例の収集・整理及び環境保全 措置の内容を踏まえた定性的な方法
	廃棄物の搬出入	窒素酸化物、 浮遊粒子状物質	ブルーム式・パフ式等による 計算により年平均値を計算
		粉じん等 (降下ばいじん)	事例の引用又は解析により、 季節別降下ばいじん量を計算

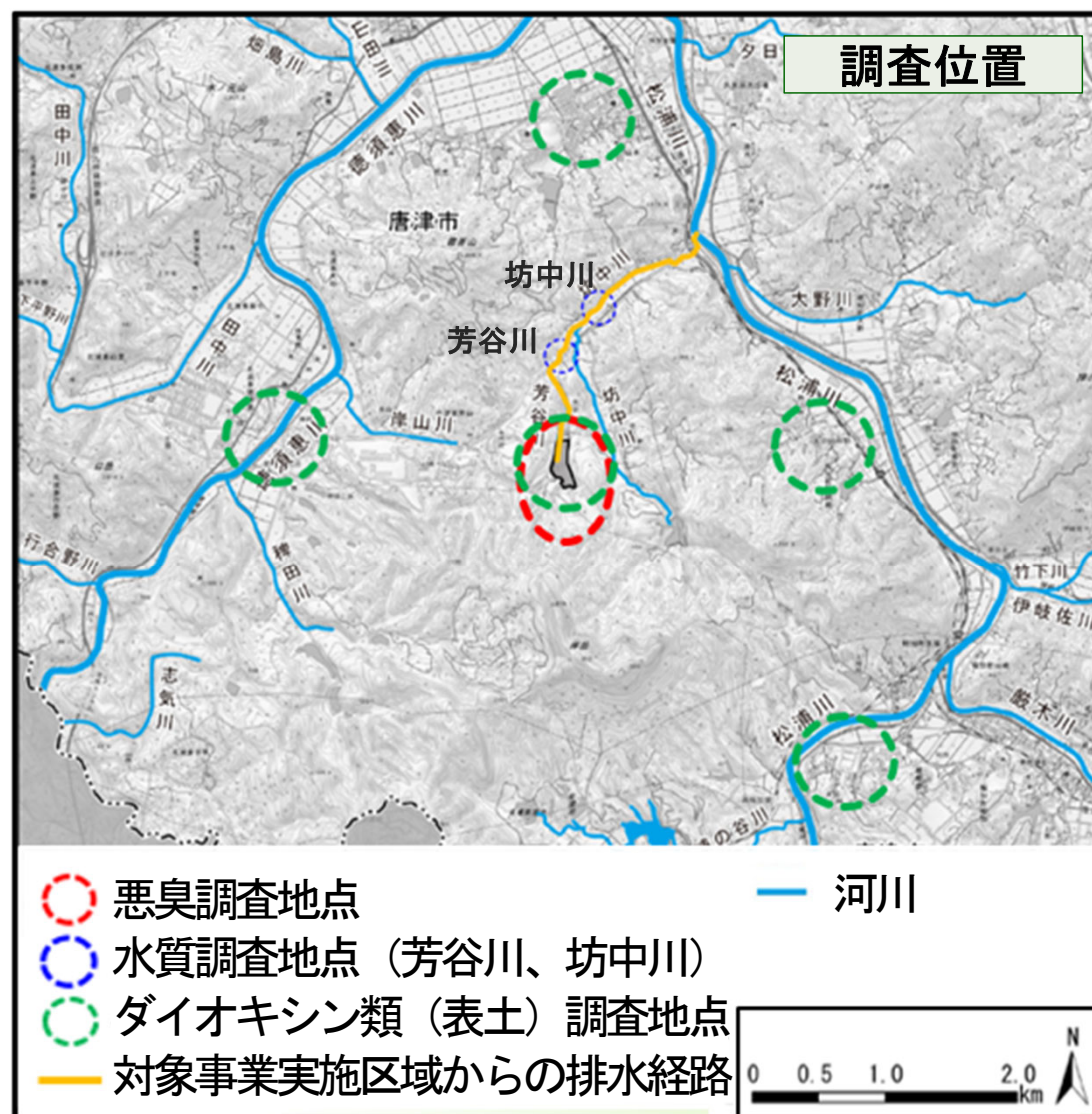
主な調査項目		調査地点	調査時期
一般環境	環境騒音 環境振動	対象事業区域 敷地境界付近2地点 最寄民家付近1地点	平日施設稼働時・ 非稼働時 各1回
	超低周波音	対象事業区域 敷地境界付近2地点 最寄民家付近1地点 既存の類似施設 敷地境界付近2地点	
沿道 道路	道路交通騒音 道路交通振動	主要な走行ルート 沿道3地点	平日・ 休日 各1回
地盤卓越振動数			
交通量・ 走行速度			



影響要因		予測項目	予測手法
工事の実施	建設機械の稼働	・騒音レベルの90%レンジの上端値 ・振動レベルの80%レンジの上端値	日本音響学会による騒音の伝搬理論計算式(「建設工事騒音の予測モデル(ASJ CN-Model)」)、技術手法を参考とした振動の距離減衰式を用いて計算
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・等価騒音レベル ・振動レベルの80%レンジの上端値	日本音響学会による騒音の伝搬理論計算式(「道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model)」)、技術手法を参考とした式を用いて計算
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働 (機械等の稼働)	・騒音レベルの90%レンジの上端値 ・G特性音圧レベル ・振動レベルの80%レンジの上端値	生活環境調査指針に基づく騒音の伝搬理論計算式(距離減衰式)、超低周波音の距離減衰式を用いた計算又は類似事例の引用、生活環境調査指針に基づく振動の距離減衰式を用いて計算
	廃棄物の搬出入	・等価騒音レベル ・振動レベルの80%レンジの上端値	日本音響学会による騒音の伝搬理論計算式(「道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model)」)、技術手法を参考とした式を用いて計算

主な調査項目		調査地点	調査時期
悪臭	特定悪臭物質濃度	対象事業区域付近 2地点	夏季 1日
	臭気指数	最寄民家付近 1地点 既存の類似施設 2地点	
水質	水質、流量 流れ	芳谷川・坊中川 各1地点	降雨時 3回
土壌	ダイオキシン類 (表土)	対象事業区域内 2地点 対象事業区域付近 1地点 周辺集落代表 4地点	1回 (任意の時期)

注) 水質調査については、現況把握を目的として、降雨時の調査に加え、生活環境項目等の調査(4季)も実施します。



○悪臭

影響要因		予測項目	予測手法
土地又は工作物の存在及び供用の	地形改変及び施設の存在 施設の稼働（機械等の稼働）	特定悪臭物質、 臭気指数	既存施設における類似事例の実測値・漏洩防止 対策を踏まえた定性的な予測
	施設の稼働（排ガス）	特定悪臭物質、 臭気指数	ブルーム式・パフ式等による計算により臭気指 数及び特定悪臭物質濃度を予測

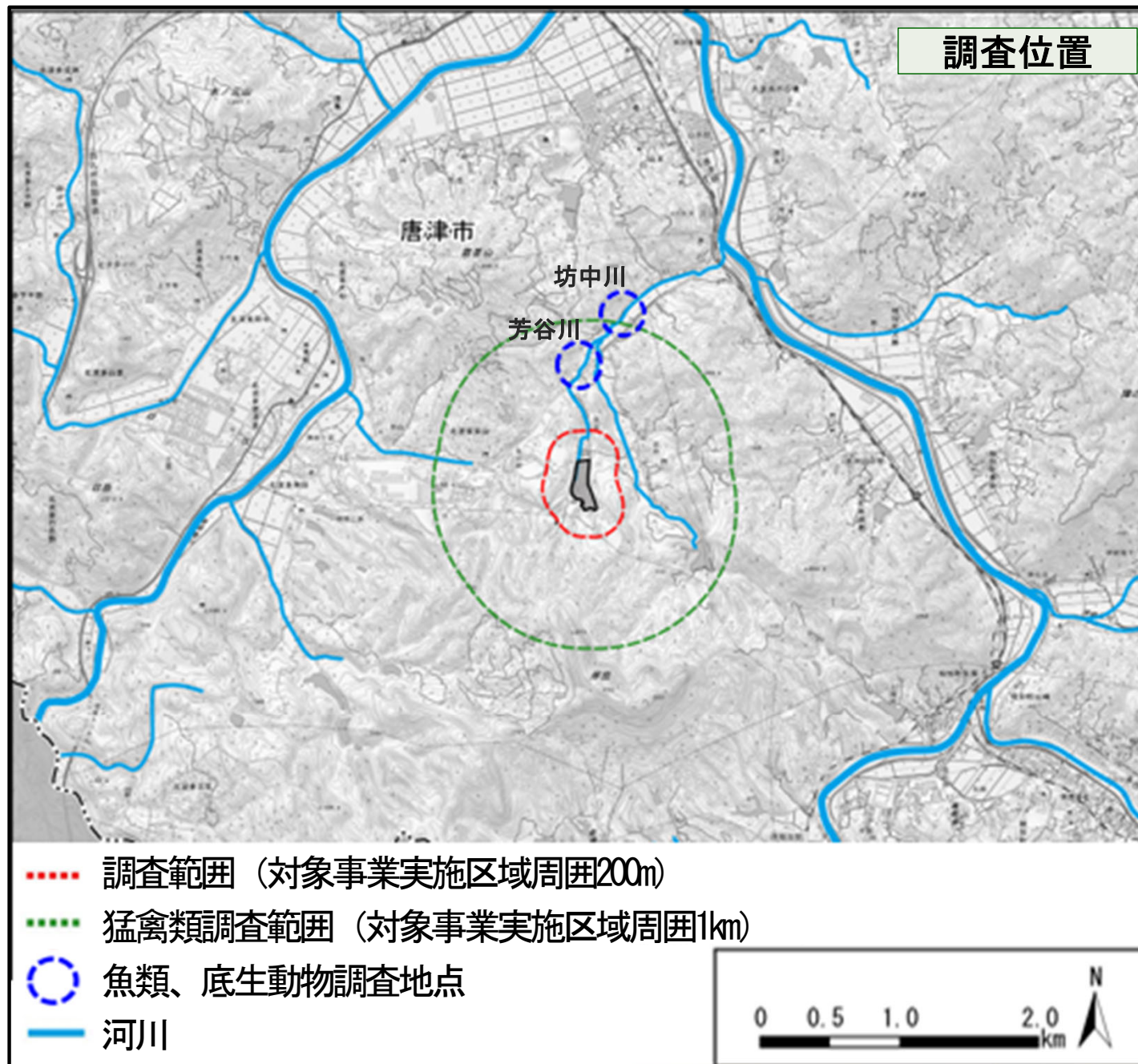
○水質

影響要因		予測項目	予測手法
工事の実施	造成等の施工による 一時的な影響	水の濁り （降雨時）	浮遊物質量の物質の収支に関する計算 （完全混合式）又は事例の引用もしくは 解析により予測

○土壌

影響要因		予測項目	予測手法
土地又は工作物の存在及び供用の	施設の稼働（排ガス）	ダイオキシン類 （表土）	大気質（施設の稼働）に係る予測結果を 踏まえ、排ガスに含まれるダイオキシン 類の土壌への沈着を予測

主な調査項目			調査範囲	調査時期	調査手法
動物	哺乳類		対象事業実施区域及び その周辺200mの範囲 （ただし、猛禽類は、対 象事業区域及びその周辺 1km程度の範囲）	4回（春・夏・秋・冬）	目撃法、フィールドサイン法、トラップに よる捕獲法、自動撮影法、 任意観察法（コウモリ類）等
	鳥類	一般 鳥類		4回（春・初夏・秋・冬）	ルートセンサス法、定点観察法、 任意観察法等
		猛禽類		7回（2月～8月：1営巣 期、各3日連続） （内フクロウ類調査1日）	定点観察法、任意観察法（夜間調査 （フクロウ類対象））等
	両生・爬虫類			4回（早春・春・夏・秋）	任意観察法等
	昆虫類			3回（春・夏・秋）	任意採集法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法
	陸産貝類			2回（春・秋）	任意採集法等
	魚類、 底生動物		対象事業実施区域及び 放流河川2地点	4回（春・夏・秋・冬）	魚類：任意採集法（タモ網、サデ網、 投網等）、セルびん等を用いた捕獲、 目視観察等 底生動物：定性採取等
植物	植物相		対象事業実施区域及び その周辺200mの範囲	3回（春・夏・秋）	直接観察法、任意採集法、室内分析等
	植生			1回（秋）	植物社会学的手法による 植生調査（コドラート調査）等
生態系			動物・植物と同様		動物・植物の現地調査結果を 整理・分析する方法



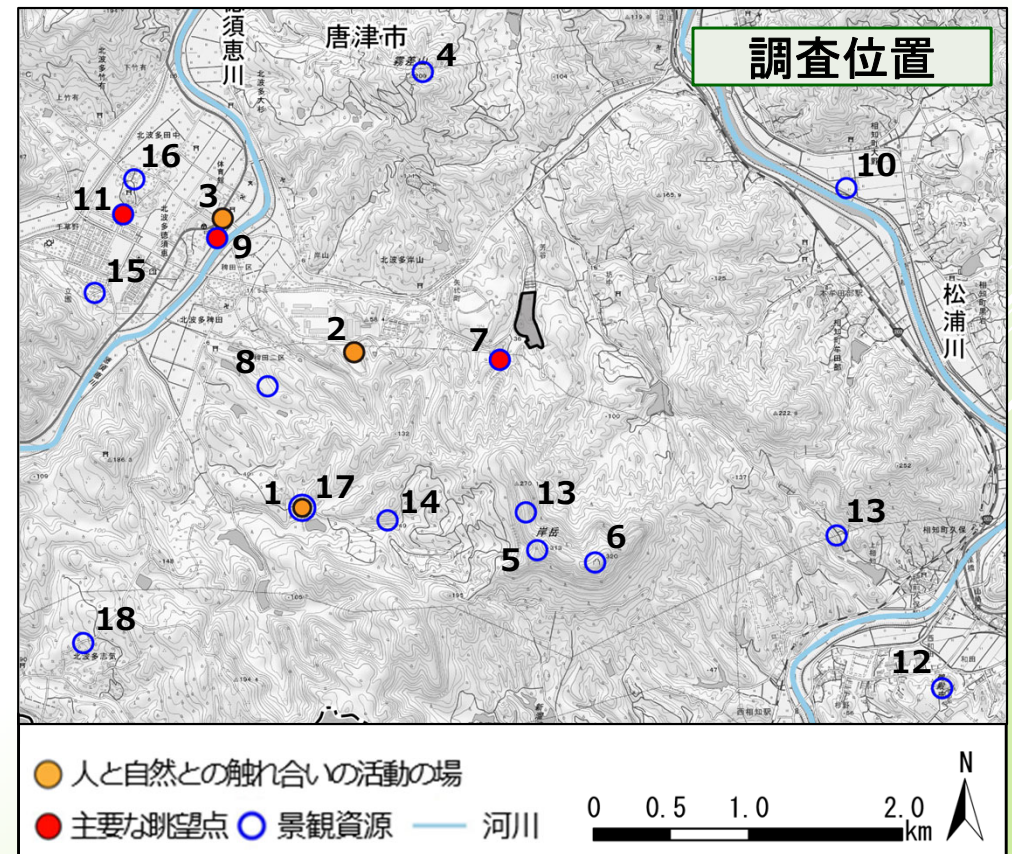
影響要因		予測項目		予測手法
土地又は 工事の 工作物の 存在及び 供用 ・ 実施	造成等の施工による一時的な影響 ・ 地形改変及び 施設が存在	動物	重要な種及び 注目すべき生息地	予測対象種の分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析により予測
		植物	重要な種及び群落	予測対象種の分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析により予測
		生態系	地域を特徴づける 生態系	予測対象種の分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析により予測

人と自然との触れ合いの活動の場・景観・歴史的文化的遺産

主な調査項目		調査地点	調査時期	調査手法
人触れ	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況及び利用環境	人と自然との触れ合いの活動の場（本事業の影響を考慮）	夏 (対象施設等の特性に応じた時期)	文献その他の資料及び現地調査（利用者数、利用者アンケート）による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
景観	主要な眺望景観	主要な眺望点 3地点程度	4季 (春・夏・秋・冬)	文献その他の資料及び現地調査（現地踏査及び景観写真撮影等）による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
歴史的文化的遺産		対象事業区域及びその周辺	歴史的文化的遺産を適切に把握できる時期	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

【主要な眺望点・景観資源一覧】

No.	名称	人触れ	主要な眺望点	景観資源
1	古窯の森公園	●		○
2	四季の丘公園	●		○
3	波多川公園	●		○
4	霧差山			○
5	岸岳			○
6	岸岳城跡			○
7	鬼子岳城跡 法安寺		●	○
8	波多城跡			○
9	徳須恵川遊歩道		●	○
10	松浦川遊歩道			○
11	北波多集落		●	○
12	鵜殿窟			○
13	岸岳のツクバネウツギ群落			○
14	岸岳古窯跡群 飯洞甕下窯跡			○
15	瑞巖寺跡			○
16	田中親王塚古墳			○
17	古窯の森公園			○
18	志気の大シャクナゲ			○



○人と自然との触れ合いの活動の場

影響要因		予測項目	予測手法
実施 工事の	資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行	人と自然との触れ合いの 活動の場の利用状況への 影響の程度	予測対象の分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析により予測
存在 及 土地 及び 物又は 供用	地形改変及び 施設の存在		
	廃棄物の搬出入		

○景観

影響要因		予測項目	予測手法
存在 及 土地 及び 物又は 供用	地形改変及び 施設の存在	主要な眺望点からの 眺望景観の変化の程度	主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに手法な眺望景観についてのフォトモンタージュを作成により予測

※フォトモンタージュ法：眺望点から撮影した写真に完成予想図を合成して、景観の変化を予測する方法。

○歴史的文化的遺産

影響要因		予測項目	予測手法
存在 及 土地 及び 物又は 供用	地形改変及び 施設の存在	歴史的文化的遺産の分布 状況及びその周辺の状況	歴史的文化的遺産についての分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による予測 必要に応じ学識経験者等の意見を参考とする

■ 現況調査

○ 廃棄物等・温室効果ガス等

工事中又は施設供用後に発生が見込まれる廃棄物・温室効果ガス発生量等について、既存資料や事業計画の内容を基に把握する。

■ 予測

○ 廃棄物等

影響要因		予測項目	予測手法
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響		
土地工事に伴う既存施設及び供用	地形改変及び施設の存在	造成・建設工事及び事業活動に伴い発生する廃棄物	廃棄物等の種類ごとの発生量及び処理・処分の計画を踏まえ、廃棄物等の発生に伴う影響の程度について、定性的に予測

○ 温室効果ガス等

影響要因		予測項目	予測手法
土地工事に伴う既存施設及び供用	施設の稼働（排ガス、機械等の稼働）	主要な眺望点からの眺望景観の変化の程度	温室効果ガスの排出量の把握又は事例の引用若しくは解析による予測、報告マニュアル（「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省、経済産業省））等に基づき試算する予測等

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、以下の2つの観点で評価を行う。

■ 評価①：回避・低減に係る評価

環境影響ができる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか。

■ 評価②：基準又は目標との整合に係る評価

国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示された基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうか。

7. 今後のスケジュール

現況調査の実施スケジュール（現地での調査を行う項目）

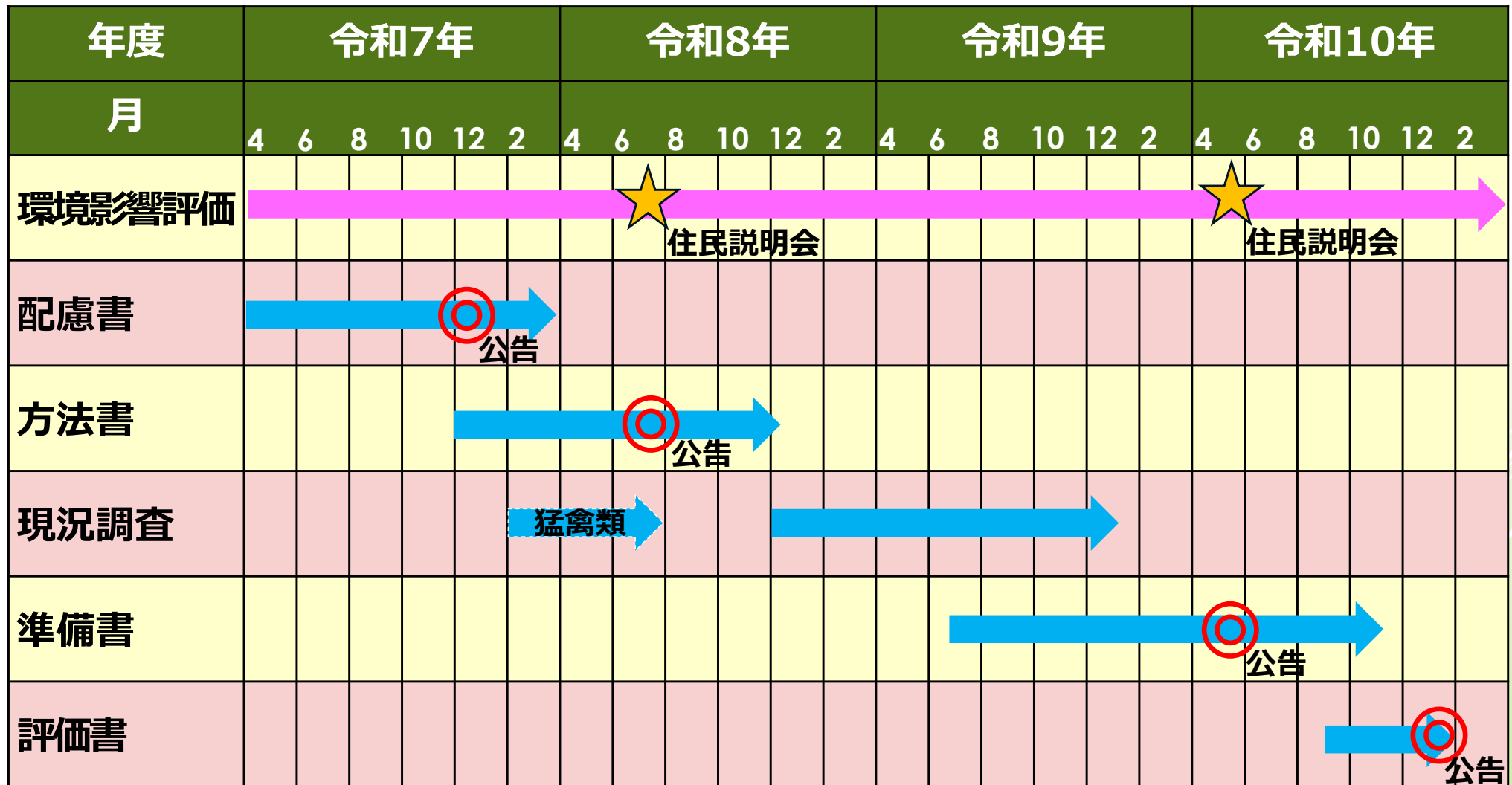
項目		年	令和8年			令和9年											
		季節	冬	春	~	冬			春			夏			秋		
		月	2	3	~	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
大気質							—			—			—			—	
騒音・振動									—								
悪臭													—				
水質 ^{注2)}									(降雨時調査は任意の時期に実施)								
土壌									(任意の時期に実施)								
動物	哺乳類					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鳥類					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	猛禽類		—	—	—												
	両生類・爬虫類						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昆虫類								—	—	—	—	—	—	—	—	—
	陸産貝類								—	—	—	—	—	—	—	—	—
	魚類、底生動物					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
植物	植物相								—	—	—	—	—	—	—	—	—
	植生								—	—	—	—	—	—	—	—	—
人と自然との触れ合いの活動の場									(適季に実施)								
景観						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歴史的文化的遺産									(任意の時期に実施)								

注1) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

注2) 水質調査については、現況把握を目的として、降雨時の調査に加え、生活環境項目の調査（4季）を実施する。

注3) 環境影響評価の対象ではないが、地下水位調査を現況把握を目的として実施する。

今後、現況調査、予測・評価等を実施したうえで準備書のとりまとめを行い、その結果について改めて説明会を開催する。



注) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

【 卷末參考資料 】

【参考1：公害防止目標値】

○排水

有害物質の種類	新ごみ処理施設 公害防止目標値	法規制値	唐津市清掃センター 公害防止目標値
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
シアン化合物	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
有機燐化合物	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
六価クロム化合物	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他 水銀化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下

○排水

有害物質の種類		新ごみ処理施設 公害防止目標値	法規制値	唐津市清掃センター 公害防止目標値
ホウ素及び その化合物	※1における場合	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
	※2における場合	230mg/L以下	230mg/L以下	230mg/L以下
フッ素及び その化合物	※1における場合	8mg/L以下	8mg/L以下	8mg/L以下
	※2における場合	15mg/L以下	15mg/L以下	15mg/L以下
1,4-ジオキサン		0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
フェノール類		5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下
銅及びその化合物		3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
亜鉛及びその化合物		2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
鉄及びその化合物（溶解性）		10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
マンガン及びその化合物（溶解性）		10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
クロム及びその化合物		2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
ダイオキシン類		10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下

注1) ※1：河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道、流域下水道（雨水流域下水道を除く）又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合

注2) ※2：海域を放流先とする公共下水道、流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合

○排水

項目	新ごみ処理施設 公害防止目標値	法規制値	唐津市清掃センター 公害防止目標値
温度	45度以下	45度以下	45度以下
水素イオン濃度	pH 5.0以上9.0以下	pH 5.0以上9.0以下	pH 5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	五日間で600mg/L以下	五日間で600mg/L以下	20ppm以下
浮遊物質	600mg/L以下	600mg/L以下	50ppm以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鋼油類含有量 5mg/L以下	鋼油類含有量 5mg/L以下	鋼油類含有量 5mg/L以下
	動植物油脂類含有量 30mg/L以下	動植物油脂類含有量 30mg/L以下	動植物油脂類含有量 30mg/L以下
ヨウ素消費量	220mg/L以下	220mg/L以下	220mg/L以下

注) 既存の唐津市清掃センターでは、公共用水域への放流の可能性を踏まえ、公害防止目標値を設定している。一方、新ごみ処理施設では、排水を施設内で処理した後、下水道へ放流する計画としており、下水道に関する法規制値を基に公害防止目標値を設定している。このため、公害防止目標値の設定に係る前提条件が異なっている。

○悪臭

単位：ppm

物質名	新ごみ処理施設 公害防止目標値	法規制値	唐津市清掃センター 公害防止目標値
アンモニア	1	1	1
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.002
硫化水素	0.02	0.02	0.02
硫化メチル	0.01	0.01	0.01
二硫化メチル	0.009	0.009	0.009
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.005
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.003
イソブタノール	0.9	0.9	0.9
酢酸エチル	3	3	3
メチルイソブチルケトン	1	1	1
トルエン	10	10	10
スチレン	0.4	0.4	0.4
キシレン	1	1	1
プロピオン酸	0.03	0.03	0.03
ノルマル酪酸	0.001	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009	0.0009
イソ吉草酸	0.001	0.001	0.001

【参考2:環境配慮の方針】

■ 工事の実施

- 土地の改変に伴う発生土砂は、極力事業実施想定区域内で再利用することを検討し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数を減らすことにより、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- 工事用車両の走行に当たっては、安全運転の励行及び車両管理を徹底する。また、沿道の通行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- 工事用車両の洗浄を励行し、敷地内外の路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、強風時や砂じんの発生しやすい気象条件の場合には適時散水等の対策を講じる。
- 建設工事に使用する建設機械（重機）は、周囲への騒音・振動・大気質の影響を極力低減するよう配慮する。
- 工事用車両の運行に当たっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。
- 事業実施想定区域は人為的に造成された平地を主とした土地であるが、周辺エリアの改変が生じる場合には、自然環境への影響にも留意し、可能な限り改変面積を縮小するよう留意する。

施設の存在・供用

- 最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。
- 施設の稼働音が敷地外へ漏れるのを防ぐため、低騒音型の機器の採用、必要に応じて消音器の設置や防音扉の設置等の対策を行う。
- 施設から発生する振動が周辺環境へ影響しないよう、低振動型の機器を採用するとともに、特に振動を発生する機器については、必要に応じて防振ゴムの設置や独立基礎とする等の対策を行う。
- ごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部漏洩を防止すると共に、ごみピットから発生する臭気は焼却炉の燃焼空気として吸引し、焼却炉内でごみと共に熱分解する。また、プラットホーム出入口には必要に応じエアカーテンを設置するなどの臭気の漏洩対策を検討する。
- 施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する。
- 建屋及び煙突の形状及び配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。
- 廃棄物等運搬車両の運行に当たっては、決められたルートを走行するほか、規制速度の遵守を行うよう運転手を教育・指導し、交通安全の確保にも十分に留意する。

その他の事項

- 本事業の実施（供用開始）後には、別途、隣接する既存の唐津市清掃センターの解体工事を行う予定である。当該解体工事にあたっては、周辺住居地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減する観点で、「工事の実施」に係る環境配慮の方針に準じた対応を適切に実施する方針である。

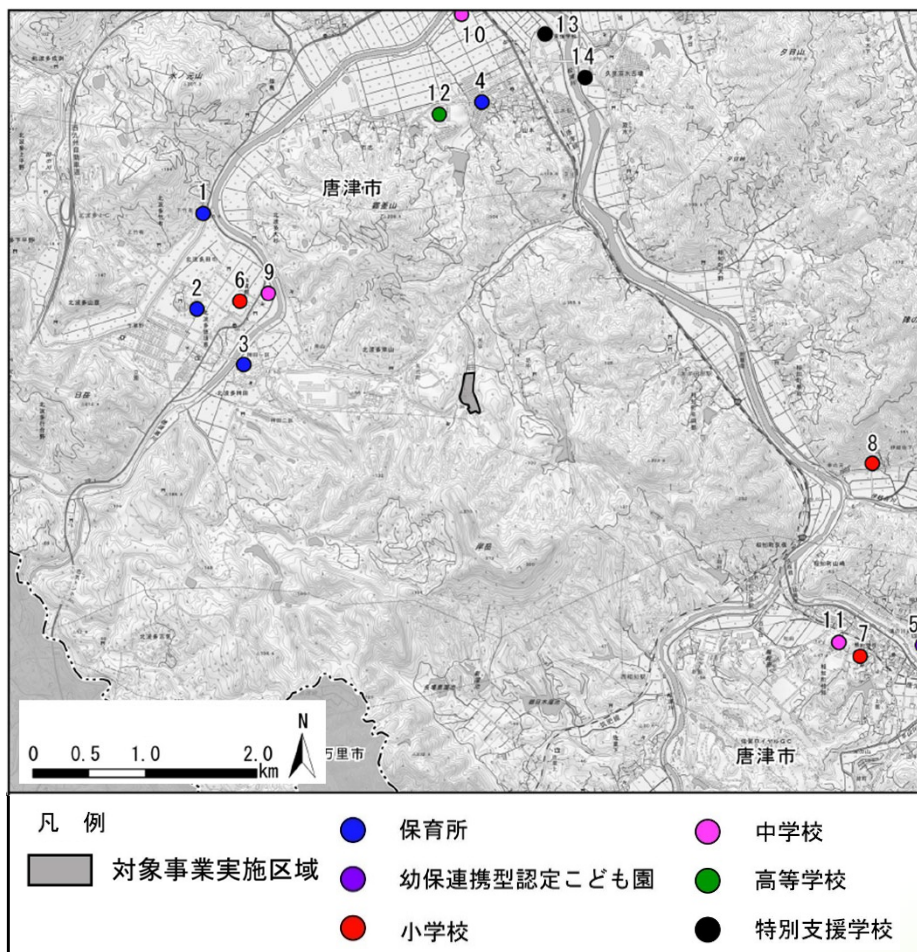
【参考3:主な地域の概況】

気象・大気質

調査区域において、気象及び大気質の調査は実施されていない。

生活環境に係る保全対象等①（学校等）

対象事業実施区域の西側に北波多小学校、北波多中学校がある。

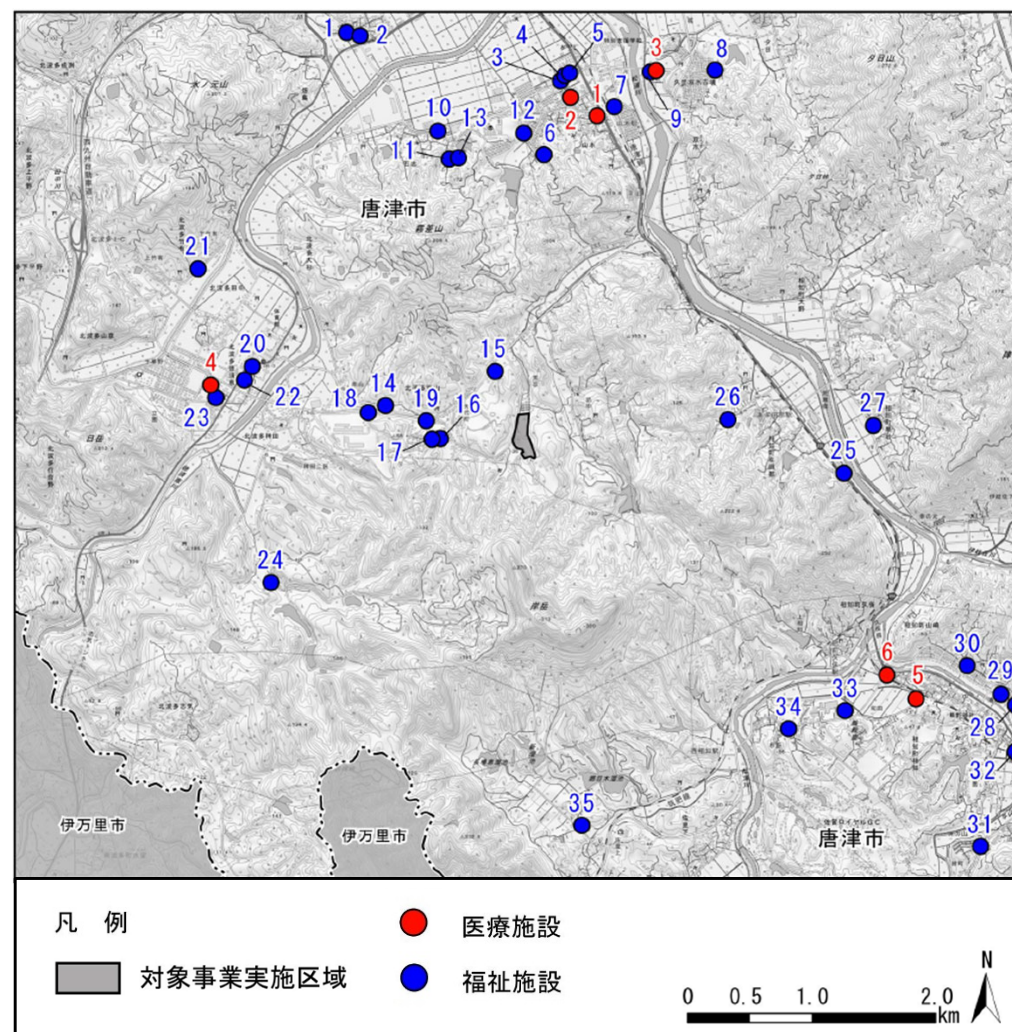


No.	分類	名称
1	保育所	唐津私立 若竹保育所
2		社会福祉法人常安会 北波多第二保育園
3		社会福祉法人真行寺福祉会 ひかり保育園
4		社会福祉法人 広行福祉会 山本保育園
5	幼保連携型 認定こども園	相知エルアンこども園
6	小学校	北波多小学校
7		相知小学校
8		伊岐佐小学校
9	中学校	北波多中学校
10		鬼塚中学校
11		相知中学校
12	高等学校	唐津工業高等学校
13	特別支援学校	唐津特別支援学校
14		唐津特別支援学校 好学舎分校

生活環境に係る保全対象等②（医療・福祉・文化施設等）

調査区域において、医療施設が6施設、福祉施設が35施設存在する。

No.	名称	No.	名称
1	医療法人 平川病院	16	グループホームきたはた 1号館
2	医療法人 きりの内科・小児科クリニック	17	グループホームきたはた 2号館
3	医療福祉総合施設 佐賀整肢学園 からつ医療福祉センター	18	デイサービス真心の家
4	唐津市民病院きたはた	19	ショートスティorange
5	医療法人尚誠会 冬野病院	20	相談支援センター そらサポ ユニバーサル ソラシド ジャパン
6	もりなが医院	21	ぼっかばか・ハートケア唐津
1	発達相談支援室 てとてと	22	介護付有料老人ホームサンハウス唐津
2	指定居宅介護支援事業所あおば	23	特別養護老人ホームちくさの デイサービスセンターきたはた 北波多居宅介護支援事業所
3	モルチェ・サポート	24	デイサービスこもれび
4	医療生協デイサービスやまもと	25	ヘルパーステーションからつと
5	医療生協介護相談所からつ	26	訪問看護ステーションえみなる 相談支援事業所しん
6	デイサービス笑	27	グループホーム長寿の里相知
7	就労継続支援B型事業所 ベリドット	28	特別養護老人ホーム作礼荘 作礼荘デイサービス 作礼荘ショートステイサービス 作礼荘居宅介護支援センター
8	グループホーム和、宅老所 和	29	A型すばる、B型すばる
9	佐賀整肢学園 からつ医療福祉センター・アルトン からつ医療福祉センター・まつぼっくり教室 からつ医療福祉センター・アルトン あかり からつ医療福祉センター・久里双水園 からつ医療福祉センター きずな	30	NPOあんどinおうち宅老所優デイサービス
10	株式会社三栄グループホームすぎの子石志	31	宅老所 陽 デイサービス
11	デイサービス虹色	32	まちなかデイサービス
12	デイサービスたから	33	佐賀整肢学園からつ医療福祉センター 久里双水園 くるみランドリー（多機能型）
13	明日葉グループホーム石志	34	おうち太陽社
14	デイサービス花の家	35	野の里デイサービス
15	ゆったりグループホーム ゆったり きたはた		



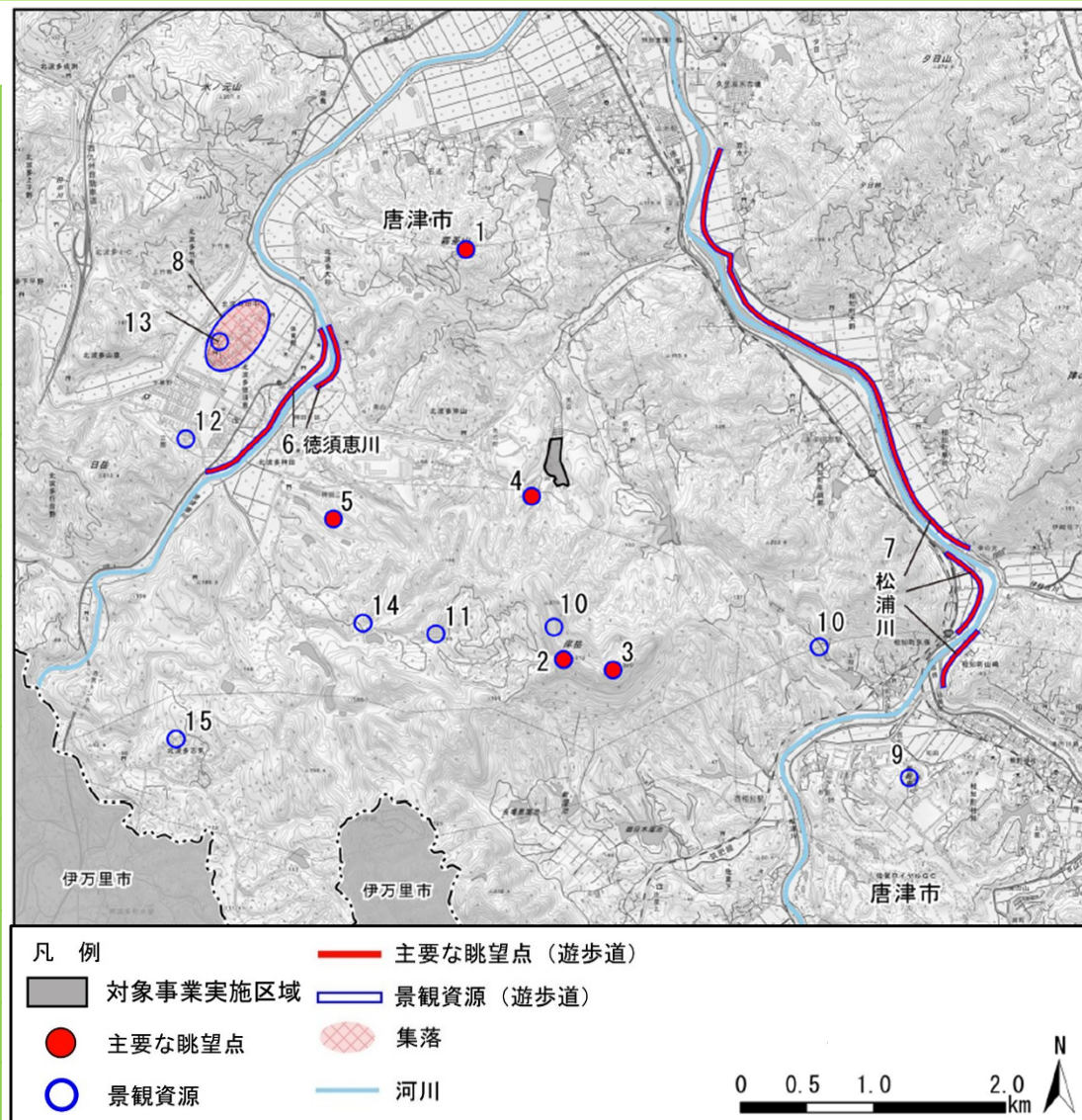
生活環境に係る保全対象等③（用途地域の指定状況）

調査区域においては、用途地域の指定はない。

主要な眺望点・景観資源一覧

No.	名称	眺望点	景観資源	指定・種別
1	霧差山	○	○	地域資源、自然景観資源
2	岸岳	○	○	地域資源、自然景観資源
3	岸岳城跡	○	○	県指定史跡
4	鬼子岳城跡 法安寺	○	○	地域資源、観光資源
5	波多城跡	○	○	
6	徳須恵川遊歩道	○	○	
7	松浦川遊歩道	○	○	
8	北波多集落	○	○	
9	鵜殿窟		○	地域資源、自然景観資源
10	岸岳のツクバネウツギ群落		○	特定植物群落
11	岸岳古窯跡群飯洞 甕下窯跡		○	国指定史跡、県指定史跡
12	瑞巖寺跡		○	
13	田中親王塚古墳		○	市指定史跡
14	古窯の森公園		○	
15	志気の大シャクナゲ		○	市指定天然記念物

注) 岸岳古窯跡群：肥前陶器窯跡（国指定史跡）及び岸岳古窯跡、道納屋窯跡（県指定史跡）の総称。

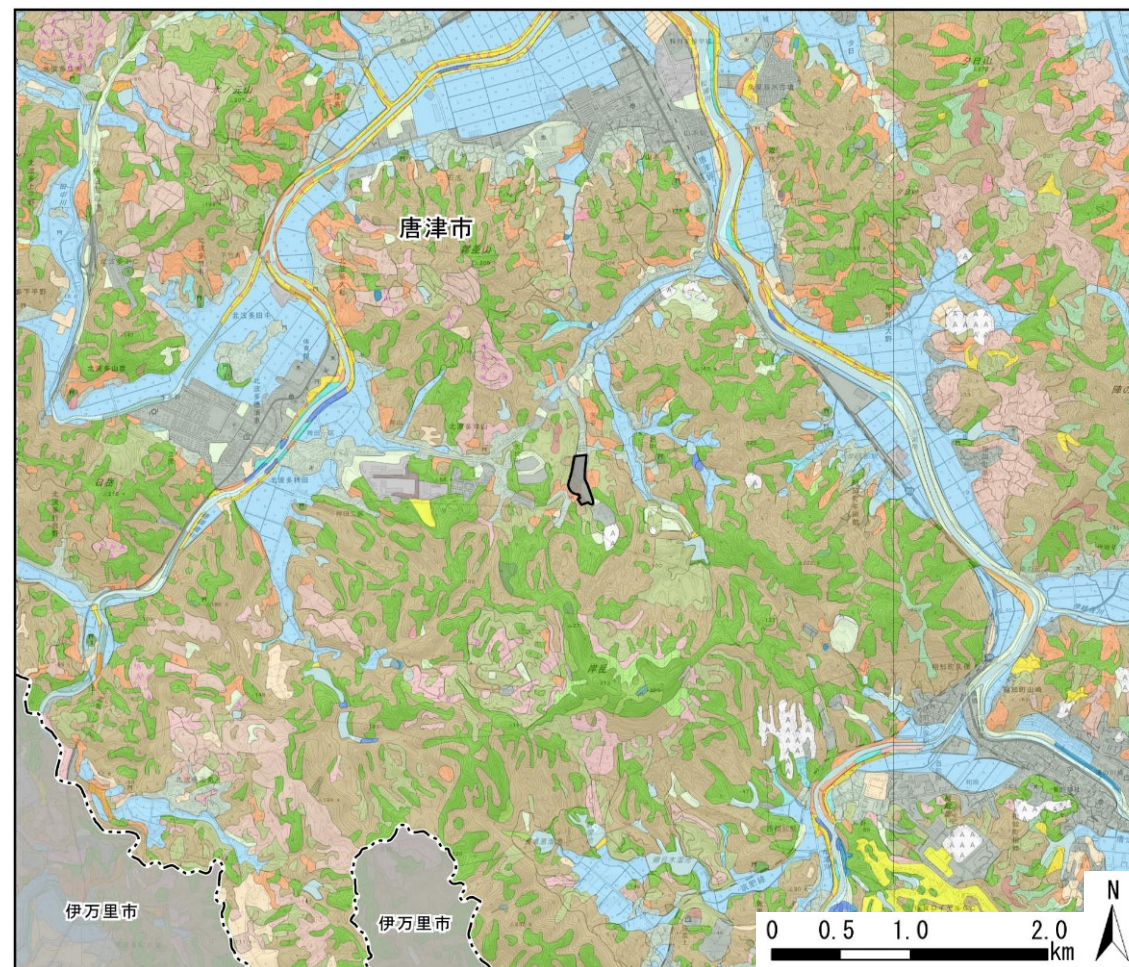


出典：

「唐津市景観計画」（平成20年1月、令和2年6月変更、唐津市）
「唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針」（平成19年10月、唐津市）
「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年、環境庁）
「国土数値情報（地域資源、観光資源）」（国土数値情報ダウンロードサイト）
「旅Karatsu」（唐津市観光協会ホームページ）
「あそぼーさが」（佐賀県観光連盟ホームページ）
「市内の史跡一覧」（唐津市ホームページ）

動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

- 調査区域の主な植生は、シイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林及び水田雑草群落となっている。
- 対象事業実施区域の植生は、アカメガシワーカラスザンショウ群落、竹林、市街地、路傍・空地雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、緑の多い住宅地となっている。



出典：「第6回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」（環境省）

凡 例					
対象事業実施区域	メダケ群落	路傍・空地雑草群落	アカガシ二次林	オギ群落	市街地
イブキシモツケーイワヒバ群落	クズ群落	果樹園	タブノキ・ヤブニッケイ二次林	ヒルムシロクラス	緑の多い住宅地
イチイガシ群落	ネザサ・ススキ群落	茶畑	ハクウンボク・マテバシイ群落	スギ・ヒノキ・サワラ植林	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
ミミズバイ・スダジイ群落	チガヤ・ススキ群落	常緑果樹園	コナラ群落	クロマツ植林	工場地帯
ムクノキ・エノキ群落	伐採跡地群落	畑雑草群落	アカガシ二次林	クヌギ植林	造成地
ヤナギ高木群落	ヨシクラス	水田雑草群落	ムクノキ群落	竹林	開放水域
シイ・カシ二次林	ツルヨシ群落	放棄水田雑草群落	アカマツ群落	ゴルフ場・芝地	自然裸地

【参考4:知事意見と事業者の見解】

項目	意見の概要	事業者見解
全般的事項	(1) 本計画段階配慮書では、事業位置や規模の検討の経緯が具体的に示されていない。事業の位置や規模の決定は環境影響評価手続において重要であることから、 環境面からの検討の経緯について 方法書に記載すること。	事業位置については、環境面の比較・評価も踏まえて建設候補地の比較・検討を行っており、その 選定経緯の概要は、計画段階環境配慮書と同様に、P.2-6（方法書）に記載 しました。 また、事業の規模（処理能力）については、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）等に基づき、現時点で想定される必要な規模を算出したものであり、その 算定根拠はP.2-8（方法書）に記載 しました。
	(2) 配慮書において設定された複数案については、単一案に絞り込むに至った 検討の経緯及び内容 を方法書に記載すること。	計画段階環境配慮書において設定した複数案（煙突高さ）については、計画段階環境配慮書における 大気質及び景観に対する影響の比較評価の結果のほか、住民意見等も踏まえて5.9m案を採用 することとしました。 なお、当該 検討経緯等は、「第7章 7.2 7.2 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」に記載 しました。
	(3) 環境影響評価項目の選定については、 既存施設の解体を行う場合には、必要に応じて見直しを行い、それに伴う騒音、振動、粉じん、廃棄物の発生等による影響を検討 すること。	既存施設の解体工事は、 本事業の実施に必要な行為ではなく、別の目的で行う別事業であること、また、具体的な実施時期や方法等の詳細は未定であること などから、本環境影響評価の対象外とすることで考えています。 但し、当該解体工事の実施にあたっては、別途、 可能な限り環境に配慮した施工を行うものとし、その環境配慮の方針については、参考として「第2章 2.8 環境保全のための配慮事項」に記載 しました。

項目	意見の概要	事業者見解
全 般 的 事 項	(4) 環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の目的や関連情報を事前に地元住民へ広く周知し、丁寧な説明を行うとともに、住民意見を適切に把握し、その意見を踏まえ、環境影響評価および事業計画へ反映するよう努めること。	環境影響評価手続の実施に当たっては、可能な限り、事業の目的や関連情報を事前に地元住民へ広く周知し、丁寧な説明を行うよう努めます。 また、環境影響評価手続における意見聴取等により住民意見を適切に把握し、その意見を踏まえ、可能な限り、環境影響評価及び事業計画へ反映するよう努めます。
	(5) 環境影響評価の実施に当たっては、最新の知見の収集に努め、必要に応じて専門家の助言を得るなどして、適切な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づく環境保全措置を検討すること。	環境影響評価の実施に当たっては、最新の知見の収集に努め、必要に応じて専門家の助言を得るなどして、適切な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づく環境保全措置を検討します。 なお、対象地域において特徴的な歴史的文化的遺産（坑道跡）や自然環境（猛禽類）については、対象地域及び環境要素に精通する専門家等へのヒアリングを実施したうえで、調査、予測及び評価等を実施します。
	(6) 方法書以降の図書の作成に当たっては、既存施設との比較を交えつつ、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を活用するなど、地元住民等に分かりやすい内容となるよう配慮すること。	「第2章 対象事業の目的及び内容」における対象事業の経緯・目的（P.2-1）や、公害防止目標値（P.2-15～）については、現状・既存施設との比較を示すなどにより、分かりやすく示すことに留意しました。 また、今後の図書や説明資料の作成に当たっては、必要に応じ、既存施設との比較を交えるほか、専門的な表現を可能な限り避け、解説や図表を活用するなど、地元住民等に分かりやすい内容となるよう努めます。

項目	意見の概要	事業者見解
個別的事項	(1) 大気環境 施設配置、処理方式等の具体的な検討を行うに当たっては、大気質のほか騒音、振動、悪臭等による周辺の住居等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めること。	今後、施設配置等の具体的な検討を行うに当たっては、大気質のほか騒音、振動、悪臭等による影響を調査、予測及び評価するとともに、必要な環境保全措置の検討を行い、周辺の住居等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。 なお、焼却施設の処理方式については、ストーカ式及びシャフト炉式について、「直近10年の実績、持続可能な廃棄物処理、立地条件への対応、経済性、エネルギー利活用、カーボンニュートラル、災害への対応」の観点で比較検討を行った結果、ストーカ式を選定することとしました。
	(2) 大気環境 焼却施設からの排ガスによる影響について、最新の気象データ及び地形を反映した調査、予測及び評価を行うこと。	大気質に係る調査、予測及び評価に当たっては、対象事業実施区域付近における最新の地上気象（風向・風速、日射量・放射収支量）について、1年間連続の詳細な調査を行うほか、上空風の状況等を把握するため、四季の上層気象調査を実施します（P.6-13～参照）。 焼却施設からの排ガスによる影響の予測及び評価においては、当該気象観測データを用いるとともに、地形の起伏を考慮した詳細な拡散予測を行います。
	(3) 水環境 工事時における濁水の影響について検討すること。	工事時における濁水（水質）の影響について、環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行います。

項目	意見の概要	事業者見解
個別的事項	(4) 動物・植物・生態系 対象実施想定区域及びその周辺では、既存資料による調査で動物及び植物の重要種が確認されているため、現地調査を適切に実施した上で、生息・生育環境への影響を把握し、必要に応じて保全措置を検討すること。	対象実施想定区域及びその周辺においては、既存資料による調査で動物及び植物の重要種が確認されており、事業の実施により影響が生じる可能性が考えられることから、動物・植物・生態系を環境影響評価項目として選定し、現地調査を適切に実施します。 その結果を踏まえ、生息・生育環境への影響を予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を検討します。
	(5) 景観 煙突の形状及び色彩については、周辺景観との調和に配慮した計画とすること。	煙突の形状及び色彩については、周辺景観との調和に配慮した計画とするよう留意します。
	(6) 廃棄物等 工事に伴い発生する廃棄物について、適切に処理するとともにリサイクルの推進に努めること。	工事に伴い発生する廃棄物については、適切に処理するとともに、リサイクルの推進に努めます。
事業の目的及び内容	(7) 温室効果ガス等 可能な限り最新の技術を採用し、工事に伴う温室効果ガス排出をできる限り削減すること。また、ごみ焼却に伴って発生するエネルギーの有効利用に当たっては、温室効果ガスの削減が図られるよう検討すること。	可能な限り最新の技術を採用し、工事に伴う温室効果ガス排出をできる限り削減するよう務めます。 また、ごみ焼却に伴って発生するエネルギーの有効利用に当たっては、温室効果ガスの削減に留意して検討します。

【参考5:一般の意見と事業者の見解】

項目	意見の概要	事業者見解
事業の目的及び内容	令和27年 佐賀県人口は65万人、本市人口は85,955人とされ、令和2年国勢調査による117,373人から約28%減少するものと推計されている。そう考えると、当然ごみの排出量も減少していくと考えられる。 本市の持続的発展を考慮して、中長期的な視点に立ち、予防保全型の計画的な維持管理を柱とした長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を進めてほしい。	現施設におきましては、平成26年度から長寿命化事業を行い、延命化を図ったところでございますが、新施設についても、中長期的な視点に立ち、ストックマネジメントの考え方や環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」等を踏まえて長寿命化を図る予定としており、ライフサイクル全体で安全でかつ経済的な施設に資する施設となるように努めてまいります。
	3章 3.2.1 気象、大気質、騒音、振動、その他の大気に係る環境の状況（p.3-3）について、ごみ処理施設がダイオキシン類など各種有害物質に対して、厳しい排ガスや排水などの基準値をクリアしながら運転管理されていると思う。 しかし、運転管理においては、低炭素及び循環型社会を実現するための目指す具体的指標値などが無いと思う。今後、これらの目指すべき指標設定が課題であり、低炭素、循環型社会に対応した新ごみ処理施設整備事業の実現に向けて押し進めてほしい。	本市では、プラスチックの資源化を進めていくほか、新施設の整備事業においては、ごみ発電設備の整備や脱炭素技術の導入により、脱炭素社会及び循環型社会の形成に対応してまいります。 具体的な指標については、環境省の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に記載のあるエネルギー回収率（方式・規模により異なる）を遵守し、適切な温室効果ガスの削減を目指していきます。 なお、本市では令和5年3月に「唐津市ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、「唐津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減、2050年には実質ゼロとすることを目標として掲げており、廃棄物部門におきましても、2030年度に同比0.4%削減、2050年度に同比22.1%削減できるように進めてまいります。

項目	意見の概要	事業者見解
事業の目的及び内容	6章 総合評価の部分について「環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。」とある。新ごみ処理施設の運転管理においては、環境保全措置の面だけではなく、エネルギー的、経済的、マテリアルの側面からも対策の検討を行なってほしいと考える。	環境影響評価においては、佐賀県環境影響評価条例及び同技術指針を踏まえ、環境への影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を今後選定し、当該項目についての調査、予測・評価を行った上で、必要な環境保全対策を検討していきます。 ご意見のエネルギー的、経済的、マテリアルの側面での対策については、施設整備基本計画の策定に向けた検討等において、留意してまいります。
配慮書調査・予測・評価	表2-6 複数案の設定 煙突の高さについてA案59m、B案80mとある。概要でも既存施設の煙突の高さはA案59mと同様の高さである。景観についてもp.6-1の中で、A案は、岸岳等のスカイラインの切断は生じず、景観への影響は小さいとのことである。A案は航空法の観点からもクリアしているようで、これからもA案の導入には賛成である。	ご意見のとおり、景観への影響については、A案（59m案）及びB案（80m案）共に、影響は小さいと考えています。また、A案はB案に比べて煙突部分の仰角が若干小さくなり、現況より視認性は小さくなることから、A案の方が相対的に優位と評価しています。 煙突高さについては、計画段階環境配慮書におけるこれらの評価の結果及びいただいたご意見等も踏まえ、決定していきたく考えています。

項目	意見の概要	事業者見解
その他	本市のごみの搬入量は、平成26年度が36,390トンで、平成17年度以降は、わずかに減少傾向。焼却後の最終処分については、唐津市清掃センター最終処分場が満杯のため、焼却残渣等は、（一般財団法人）佐賀県環境クリーン財団が設置した最終処分場クリーンパークさがに、焼却固化灰は、大分市に搬入している。 いつまでもクリーンパークさがや大分市に依存することはできない。本市で出たごみは最終処分まで本市で行うべきが基本。最終処分場の確保は課題であり、新ごみ処理施設整備事業については、早急に進めなければいけない案件である。 そのためには地域住民との話し合いで理解を得なければならない。十分な説明と配慮をお願いしたい。	ご指摘のとおり、本市で排出されたごみについては、本市で最終処分まで行うことが基本であることから、最終処分場の確保は課題であると認識しています。 現在は老朽化している「ごみ処理施設」の整備を優先しておりますが、最終処分場については、早急に場所等を含め整備計画を進めるべきと認識はしております。仮に建設に向けた事業に着手した場合には、地域住民への十分な説明や配慮を行うとともに、理解を得られるように努めてまいります。

【参考6:対象項目の選定・非選定理由】

環境要素の区分	選定した理由
大気質	対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が存在し、施設の稼働に伴い、これらの保全対象住居等における大気質への影響が想定されることから選定した。 なお、施設の稼働に伴う大気質（硫黄酸化物、大気質に係る有害物質のうちダイオキシン類）の影響については、計画段階環境配慮書において、既存の気象観測所等の観測結果を用いた予測を行っている。今後の環境影響評価においては、現地の気象状況を詳細に把握するための地上気象の調査、対象事業実施区域及びその周辺における大気質に係る現地調査を実施したうえで、想定される建物形状等の施設計画、地形の起伏及び現況の大気汚染の状況等の地域特性並びに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施する。
	対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が存在し、建設機械の稼働、工事用車両の走行、施設の稼働及び施設関連車両の走行に伴い、これらの保全対象住居等における大気質への影響が想定されることから選定した。 なお、施設の稼働に伴う大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の影響については、計画段階環境配慮書において、既存の気象観測所等の観測結果を用いた予測を行っている。今後の環境影響評価においては、現地の気象状況を詳細に把握するための地上気象の調査、対象事業実施区域及びその周辺における大気質に係る現地調査を実施したうえで、想定される建物形状等の施設計画、地形の起伏及び現況の大気汚染の状況等の地域特性並びに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施する。
	対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が存在し、建設機械の稼働、工事用車両の走行、施設の稼働及び施設関連車両の走行に伴い、これらの保全対象住居等における大気質への影響が想定されることから選定した。

環境要素の 区分	選定した理由
騒音	対象事業実施区域周辺に 保全対象住居等が存在し 、建設機械の稼働、工事用車両の走行及び施設関連車両の走行に伴い、これらの保全対象住居等における騒音の影響が想定されるほか、施設の稼働に伴い、これらの保全対象住居等における騒音、超低周波音の影響が想定されることから選定した。
振動	対象事業実施区域周辺に 保全対象住居等が存在し 、建設機械の稼働及び工事用車両の走行、施設の稼働及び施設関連車両の走行に伴い、これらの保全対象住居等における振動の影響が想定されることから選定した。
悪臭	対象事業実施区域周辺に 保全対象住居等が存在し 、施設が存在及び稼働に伴い、これらの保全対象住居等における悪臭の影響が想定されることから選定した。
水質 (水の濁り)	造成等の施工により発生した裸地等からの降雨時の濁水は、水路を經由して 下流河川（公共用水域）へ排水する計画 としている。このため、濁水の発生により公共用水域の水質への影響が想定されることから選定した。
地形及び地質 (土壤汚染)	施設の稼働に伴い、 煙突排ガス中の有害物質が土壤に沈着する可能性がある ことから選定した。なお、対象項目は、煙突排ガスの主要な有害物質のうち、土壤に係る環境基準が定められているダイオキシン類を対象とする。

環境要素の 区分	選定した理由
動物	対象事業実施区域及びその周辺には二次林や農耕地、市街地の他、松浦川水系芳谷川、坊中川が存在しており、これらを含む地域特性の調査区域において 重要な動物種が確認されている ため、造成等の施工による濁水の発生、地形改変及び施設の存在に伴い、動物への影響が想定されることから選定した。
植物	対象事業実施区域及びその周辺には二次林や農耕地、市街地の他、松浦川水系芳谷川、坊中川が分布しており、これらを含む地域特性の調査区域において 重要な植物種が確認されている ため、造成等の施工による濁水の発生、地形改変及び施設の存在に伴い、一部の植生の消失等による植物への影響が想定されることから選定した。
生態系	対象事業実施区域及びその周辺には二次林や農耕地の他、松浦川水系芳谷川、坊中川が分布しており、これらを含む地域特性の調査区域において 注目種の生息が確認されている ため、造成等の施工による濁水の発生、地形改変及び施設の存在に伴い、一部の植生の消失等による生態系への影響が想定されることから選定した。
人と自然との 触れ合いの 活動の場	対象事業実施区域周辺には徳須恵川遊歩道、松浦川遊歩道、古窯の森公園、四季の丘公園及び波多川公園等の 人と自然との触れ合いの活動の場が存在し 、工事用車両の走行、地形改変及び施設の存在及び施設関連車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場におけるアクセス特性や利用性・快適性の変化が想定されることから選定した。

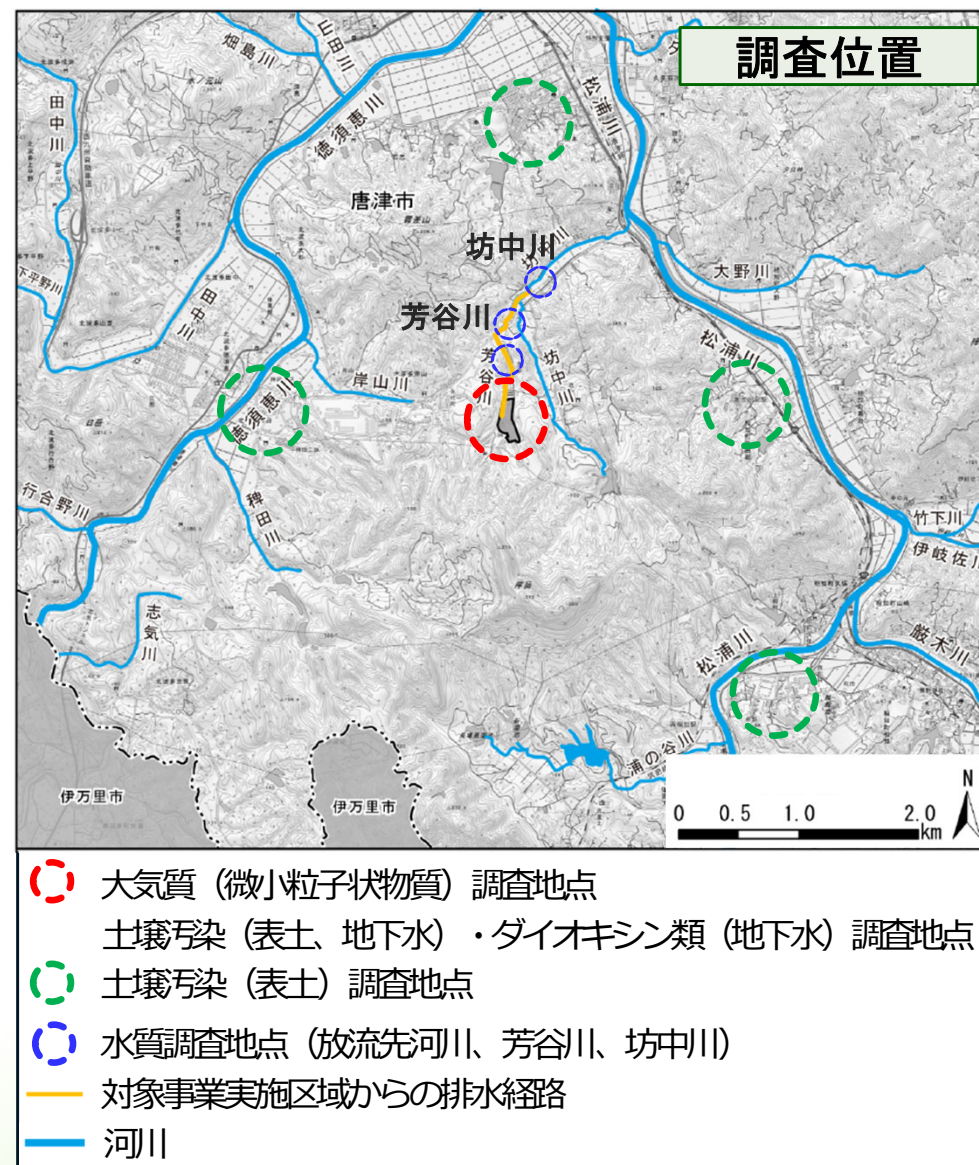
環境要素の区分		選定した理由
景観		対象事業実施区域周辺には主要な眺望点及び景観資源として、自然景観資源として選定されている岸岳や、県指定史跡の岸岳城跡等が存在し、地形改変及び施設の存在に伴い、それらの眺望景観に与える影響が想定されることから選定した。 なお、地形改変及び施設の存在に伴う景観の影響については、計画段階環境配慮書において、対象事業実施区域周辺からの眺望景観の変化を踏まえた予測を行っている。今後の環境影響評価においては、対象事業実施区域周辺における現地調査を実施したうえで、想定される施設計画や景観資源等の地域特性並びに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施する。
歴史的文化的遺産		対象事業実施区域周辺には肥前陶器窯跡や鵜殿石仏群等の有形の文化財が存在するほか、産業遺産の芳谷炭坑跡が存在し、地形改変及び施設の存在による歴史的文化的遺産への影響が想定されることから選定した。
廃棄物等	廃棄物	施設の供用に伴い、新施設からの焼却残渣等の廃棄物の発生が想定されることから選定した。
	建設工事に伴う副産物	造成等の施工により、建設工事に伴う副産物の発生が想定されることから選定した。
温室効果ガス		施設の稼働に伴うごみの焼却や機械等の稼働による温室効果ガスの発生が想定されることから選定した。

環境要素の区分	選定しない理由
水質 (水の汚れ、水質に係る有害物質)	施設排水は、施設内で処理後、公共下水道に導水する計画であり、公共用水域の水質に与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
地形及び地質 (重要な地形及び地質)	対象事業実施区域に重要な地形及び地質は分布しておらず、重要な地形及び地質は改変されないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。

【参考7:現況調査(その他項目)】

環境影響評価項目として選定した項目の他に、参考に、以下の項目についての現況把握を行う。

主な調査項目		調査地点	調査時期
大気質	微小粒子状物質	対象事業区域付近 1地点	4季 (春・夏・秋・冬)
水質	生活環境項目 流れ	放流先河川、芳谷 川・坊中川	4季 (春・夏・秋・冬)
	有害物質	各3地点	1季(冬)
土壌汚染	土壌汚染 (ダイオ キシン類 以外)	表土 対象事業区域内 2地点 対象事業区域付近 1地点 周辺集落 代表4地点	1回 (任意の時期)
		地下水 対象事業区域内 3地点	1回(冬)
	ダイオキシン類 (地下水)	対象事業区域内 3地点	1回(冬)
	地下水位	対象事業区域内 3地点	12回 (1回/月)



【参考8:方法書の縦覧・意見書の受付について】

方法書の縦覧場所

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 唐津市市民環境部環境施設課 | (4) 唐津市清掃センター |
| (2) 唐津市北波多市民センター | (5) 北波多公民館 |
| (3) 唐津市相知市民センター | (6) 相知公民館 |

注) 唐津市ホームページ上でも公表しています。

方法書の縦覧期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月31日(金)まで 午前8時30分から午後5時15分まで
(期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く)

意見書の提出方法・期間

- 1.環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見がある方は、意見書を提出することができます。
- 2.意見書は、氏名、住所、環境保全の見地からの意見をご記載ください。
- 3.意見書の提出方法
 - ・縦覧場所に設置している意見箱への投函（縦覧期間中）
 - ・郵送または持参（唐津市 市民環境部 環境施設課まで）
- 4.意見書の受付期間：令和8年7月1日(水)～令和8年8月14日(金)(郵送の場合は当日必着)
注) 電話、FAX、メールでは提出できません。

お問い合わせ先

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号
唐津市 市民環境部 環境施設課（TEL 0955-53-7139）